「知的財産推進計画2015」工程表

(附表)

項目	2015本文	-755	15-55-1-55	In all the de-	短	ā期	中	期				
	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度				
	第1部 重点3本柱											
	第1. 地方における知財活用の推進											
			中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを発掘し、必口に応じて知財総合支援窓口に紹介するため、よろず支援拠点における計算を強援があるとともに、はがず支援拠点に対する知対する短報が点と知りまる。(短期・中期)	経済産業省	各よろず支援拠点に対して知財啓発を行うほか、拠点と知財総合支援窓口との連携を強化する。また、予算措置等含め人員強化等相談体制の強化に向けて必要な方策も検討。	各よろず支援拠点の相談体制の強化を実施。	左記の体制の下、引き	き続き支援を実施。				
1	0	知財活用に関する相談機能の強化	地域の知財相談の拠点である知財総合支援窓口における相談機能を強化するため、知財総合支援窓口の実業が合すを特許庁から(独)工業が体を特許庁から(独)工業が係を特許庁が修館(INPIT)入を持てするととも、他のつ、成内では、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、大きなどの事を主義を支援するなどの更なる体制・中期)	経済産業省	知財総合支援窓口の実施主体について、特許 庁から(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)へ の移行を進めるとともに、INPITの知財活用支 援センターや地域の支援機関等とも連携して、 弁理士、弁護士、中小企業診断士、企業OB等 の専門家を活用した知財戦略の構築支援など 更なる機能を強化。	知財総合支援窓口の実施主体をINPITに移行するとともに、よりユーザーの利便性向上や地域の知財活動を推進するための体制強化を実現。	左記の実施状況を踏 な取組を実施。	まえ、引き続き必要				
2		中小・ベンチャー	公的機関の支援情報・支援施策(補助金・助成金等)の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する「ミラサポ」において、中小・ベンチャー企業向け知財関連情報の拡充を図るとともに、「ミラサボ」から知財関連ウェブサイトへのアクセス改善を図る。(短期)	経済産業省	中小・ベンチャー企業への知財啓発を行うため、支援ポータルサイト「ミラサボ」において知財関連情報を拡充するとともに、利用者の目的に応じて必要な知財情報を容易に得ることができるよう、知財情報へのアクセス性を改善。							

1

3	0	デザイン・ブランドを活用した事業 化支援	地域の中小企業等にとって、より身近な知的財産であるデザイン・ブランドを地域の産業活性化や地域資源の活用につなげ、地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイル・ブランドを活用し、自社ブランドの構築、新分の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を強化する。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化や新市場開拓を支援するため、地域の特性に応じたデザイン・ブランドを活用した事業を実施するとともに、支援の強化を検討する。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
4	0	中小企業における知的資産経営の推進	中小企業知的財産を含む無 形資産の「見える化」を促進 するため、関連する会計制 度等との関係にも留意しつ 、企業における知的資産 経営報告書の自主的な作成 を促すための取組を推進す る。(短期・中期)	経済産業省		日本における知的資産経営報告書の自主的な 作成及びその効果的な活用に向けた普及・啓 発活動の検討を行う。	
5	0	融資における知財活用の促進	知財意識を高め、融資における知財活用を促進するため「知財ビジネス評価書」等の作成支援の強化やシンポンカの開催などの包括的な取組を行う。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の知財を活用したビジネス全体を評価する「知財ビジネス評価書」の金融機関への提供や、知財ビジネス評価書を活用した融資事例などを収集分析したマニュアルの作成を実施。また、これらの取組に関するシンポジウムを開催する等の普及啓発活動を行い、金融機関における知財意識の向上を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
6	0	中小企業の海外 展開に向けた知 財支援	中小企業の海外展開を支援するため、海外での産業財産権の取得から行使・活用が円滑に行えるよう、外国出願、海外侵害、紛争対策、日本発知財活用ビジネス化などの一気通費の支援を強化する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の外国出願にかかる費用の助成や、海外での模倣品対策支援を引き続き実施する。 2015年度からは、有望な知財を保有する中堅・中小企業の海外における事業化のための支援や、冒認出願等で海外で外国企業から訴えられた場合の訴訟費用等を補助する事業を開始し、中小企業の海外展開のための知財面での一気通貫支援を図る。 ニーズを踏まえ、支援や普及の強化を検討する。	堅・ : 援 ら 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 始 の	
7		海外知的財産プロデューサー事業の体制強化	今後、中小・ベンチャー企業等による海外展開が一層進むことで、知財面での一気通質の支援の重要性が増していくことに鑑み、必要に応じて国内のみならず海外現地まで付き添って支援するなど、海外知的財産プロデューサー事業体制の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	前年度に続き、中小・ベンチャー企業等の海外展開に際し、知財面での一気通貫の支援を行うべく、海外知的財産プロデューサー事業の体制強化の検討を実施するとともに、可能な取り組みについては着手を開始。	左記の検討結果を踏まえ、体制強化に関して、必要な措置を講じる。	

		海外展開に必要な知財関連情報を集積した新興国等知財情報データバンクにおいて、新興国等における知財訴訟関連情報や知財リスク対応に係る情報を提供し、掲載情報の拡充を図るとともに、当該データバンクの存在の周知とユーザー利便性の向上を進める。(短期)	経済産業省	新興国等における知財訴訟関連情報・知財リスク対応に係る情報の提供や、情報収集対象国の拡大により、新興国等知財情報データバンクの内容を拡充するとともに、当該データバンクの存在の周知とユーザ利便性の向上を図る。		
8	海外知財情報の 収集・分析・発信 等の強化	事例の情報を提供した企業が不利益を被らないように情報の匿名化や一般化を施した上で、知的財産にまつわる成功事例のみならず、典型的な失敗事例を収集し、その周知を図る。(短期)	経済産業省	前年度に続き、企業の知的財産にまつわる事例の収集を行うとともに、収集した事例を分析して開示手法等を検討するとともに、検討結果しを踏まえ、事例の周知を図る。		
		既に海外展開している我が 国企業や関係団体(国際知 的財産保護フォーラム (IIPPF)や海外現地の我が 国企業による知的財産問題 研究グループ(IPG)等)が有 する知財保護等に関する情 報を集約し、効果的な発信・ 共有を図る。(短期・中期)	経済産業省	企業や権利者のニーズを踏まえ、政府総合窓口に寄せられた相談事例や、より実効的・効率的な対策を模索している企業や団体における取組事例の紹介等の情報発信を行うとともに、各省庁や関係機関が保有する情報へのアクセスが容易になるよう、HPの整備等を進める。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実 施。	
9	専門家の海外派 遣	各国知的財産法制に関する情報の調査、知的財産権に関する問題の集積・分析、運用改善の働き掛け、知的財産権の権利化及び実態把援、模倣品被害の実態把握、エンフォド推進関連支援、日本アランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士・法曹有資格者・企業OB	経済産業省	弁理士をジェトロの海外事務所へ派遣し、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等の実施を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
		学を海外に派遣し、現地大 使館やジェトロ等関係機関と 連携の上、在外における支 援体制や取組の強化を図 る。(短期・中期)	法務省	在外における支援体制等の強化に向けた法曹 有資格者の活用の在り方につき、関係機関と 連携・協議。	引き続き、左記の取組を実施。	
			外務省	経産省、法務省、ジェトロ等による取組を踏まえ 図る。	、これと連携しつつ、在外公館の取組の強化を	

10	0	減免制度の周知 と料金制度の検 討	中小・ベンチャー企業及び大学が権利を取得しやすくするため、特許料等に関する減免制度を引き続き周知するとともに、利用者負担に配慮した料金の在り方について引き続き検討する。(短期・中期)	経済産業省	特許料等の減免制度について引き続き周知を図るとともに、2015年通常国会に提出された特許法等の一部を改正する法律案が成立した場合には、改正法に基づく特許料の引下げ等の施行に向けた利用者に対する周知その他必要な措置を講ずる。	減免制度等の周知を引き続き実施するとともに、減免措置の利用状況及び改正法に基づく料金引下げの施行の状況等を踏まえ、利用者負担に配慮した料金の在り方について、引き続き検討。
11		ニーズを踏まえ た資金的支援施 策の強化	中小・ベンチャー企業にとって費用負担が大きい先行技術文献等の調査支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、必要となる支援施策を講ずる。(短期)	経済産業省	中小企業の研究開発戦略策定やオープンクローズ戦略による出願戦略、権利取得可能性の判断等に資するため、中小企業の「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術の文献調査支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
12	0	巡回特許庁	地域の中小企業等の特許・ 意匠・商標に対する意識を高 め、地域における知財活用 を促進させるため、全国各地 における特許等の面接審 査、巡回審判等の充実を図 るとともに、各地域において 知財制度や知財支援策等の 周知を強化する。(短期・中 期)	経済産業省	・地方において、面接審査及び知財制度の普及活動等を一定期間に集中的に行う巡回特許庁を7月に大阪にて実施。 ・7月6日には、巡回特許庁シンポジウムを開催し、当該シンポジウムでは、関西を拠点とするグローバル企業による講演や、知財の制度ユーザーが種に役立つ種々の特許庁の審査関連施策の紹介を行う。 ・また、上記シンポジウム開催に合わせて、初心者向けの知的財産権制度説明会や臨時知財総合支援窓口等を開催する。 ・審査官と地方在住の出願人との間においても、円滑に意思疎通を図り審査手続きの効率化に資するよう、7月に大阪にて約150件(約30社)の面接審査を集中的に実施。 ・また、大阪以外の地域についても集中的に面接審査を行うことを検討。	左記の実施状況を踏まえ、巡回特許庁について引き続き実施。
13			「強く・広く・役に立つ特許権等」を適時に付与可能とするため、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査の改善の検討と更なる周知を図り、利用を促進する。(短期)	経済産業省	・事業戦略対応まとめ審査について、ユーザーニーズを踏まえ、更なる改善を検討する。 ・企業との意見交換やセミナーの機会等を通じて、事業戦略対応まとめ審査の周知を図る。	

14	0	中堅・中小企業 等の標準化の支 援体制の強化	中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を「新市場創造型標準化制度」等の活用により加速するため、自治体や産業支援機関幅広い関係者との連携の下で、認証機等でのきめ細やかな支援体制を構築する。「新市場創造型標準化制度」等を活用した中野・中小企業等の20年までに100件実現する。(短期・中期)	経済産業省	自治体や地域経済団体等における標準化研修 を実施するとともに、一般財団法人日本規格協 会において標準化専門人材を配備する等、中 堅・中小企業等の標準化案件に対する支援体 制を構築。	ス 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
15		中小・ベンチャー 企業への支援	我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)	総務省	中小・ベンチャー企業も含む情報通信関連企業から、国際標準化・認証に関する課題を聴取し、関係者間で認証スキーム体制に関する検討を行い、その結果を共有するなどの適切な施策を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
16	0	大企業との紛争 に対する支援	中小企業の大企業等との関係での知財保護・紛争未然 防止・訴訟対応等に関するる 相談接に対応をするによるめる 技規への支援機能を續ったの を動きいました。 があるために、 があるを があるを があるを があるを があるを があるを があるを がある。 がある で が で が で が で の の が の の が の の の の の の の	経済産業省	各よろず支援拠点の人員強化等相談体制の強化と、同全国本部に係争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームの設置を実施するため、予算措置等を含め所要の措置を検討。	各よろず支援拠点の体制強化と、同全国本部に係争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームの設置を実施。	左記の体制の下、引き続き支援を実施。
17	0	戦略的な知財活 用を支援できる 弁理士の育成	知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、オープン・アンド・クローベを選をしての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用について、弁理士向けの研修の一層の充実を促す。(短期)	経済産業省	・知財経営に関する実践的な弁理士向けの研修を継続研修として科目に設定するとともに、 弁理士向けのコンサルティング研修の充実を促す。 ・弁理士の継続研修に、オープン・アンド・クローズ戦略等に関する科目を設定し、弁理士に対する受講を促進する。特に、中小企業から依頼を受けている弁理士等、戦略的な知財相談を実施する蓋然性の高い弁理士に対する受講を一層促進する方策の検討を促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・ 導入しつつ、継続的に実施。	
			日本弁理士会が行っている、中小企業向けセミナー、 出願等支援制度等の中小企業支援事業の更なる拡充の 取組や、減免制度や補助金 制度に関する弁理士向けの 研修の実施等を促す。(短 期)	経済産業省	日本弁理士会による、中小企業支援事業の充 実についての検討や、減免制度や補助金制度 に関する弁理士向けの研修の実施等の取組を 促す。		

18		弁理士会による 取組の推進	日本弁理士会による、中小・ベンチャー企業等の支援案を可能とするなどの各弁理士の検理する情報提供の取表で開する情報提供のの公職等の所における情報修の実施の更なの申れらるるの実施の更なの事がある。(短期)	経済産業省	・2014年度に実施した特許事務所における情報管理の徹底を含む倫理研修を踏まえ、会員事務所における実施状況を確認する取組を促す。 ・日本弁理士会の会員処分における処分対象者の氏名及び処分の種類等をホームページで公表するスキームや、会の処分に関する組織に弁護士、学識者、産業界有識者等の外部委員を登用するスキームの実施を促す。			
			知的財産に対する意識の薄い中小企業経営者と、それらの中小企業を支援する中小企業支援関係者に対する知財啓発により知財の裾野営者と中小企業支援関係者に対するため、中小企業経者に対する知的財産の機権利化・標準化・秘匿化を含む戦略に関する研修や説明会等の拡大を図る。(短期・中期)	経済産業省	・参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会(初心者向け・実務者向け)」を全国各地で広く一般に向けて開催をするともに、中小企業・金融機関・税理士・中小企業診断士・地方自治体職員等を対象したセミナーに産業財産権専門官を派遣し、知財制度の他、知財と経営との関係や知財の活用事例、支援施策を説明し、知財意識の向上・啓発に取り組む。・自治体や地域経済団体等が実施する中小企業経営者等に対する標準化関連セミナー等を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実	淹。	
19	0	中小企業とその支援関係者に対する知財啓発	中小企業自身や中小企業支援関係者のニーズに合かせ 接関係者のニーズに合かせ 大大学のでは、一大学では、中小企業と中な教材・学習用資料を開発 するとともに、中小企業と中 小企業支援関係者によるそれらの効果的な活用を図る。 (短期・中期)	経済産業省	中小企業自身や中小企業支援関係者の二一 ズに合わせた知財啓発を行うため、必要な教 材等の開発を進める。	引き続き、教材等の開発を実施。	開発した教材類の効果的な活用を図る。	左記の検討状況を 踏まえ、引き続き必 要な取組を実施。

20	0	地域の知財支援 体制の強化	地域における知財活用促進 に向けた支援体制を強化するため、ブロック単位に設置されている地域知財戦略本 部を活用し、地方自治体を 中心とする地域の関係機関 との連携及び地方自治体同	内閣官房	全国9地域に設置されている地域知財戦略本部を活用し、地方自治体を含めて知財活用に向けた情報共有を行う環境を整備することなどにより、地方自治体が、地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携に取り組む	左記の美施状況を始まえ、以書を図りづつ、美 	施。
		士の広域連携に取り組む環境を整備する。(短期・中期)	経済産業省	ように促す。			
21	0	先導的・意欲的 な地域の知財活 動の促進	地域における知財支援力の向上を図り他の地域にとってのモデルとするため、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動(例えば、広域の連携に中小企業や大学等の知財マッチングなど)を支援するとともに、優れた先導的な取組事例やそのノウハウを他地域へ普及・展開する。(短期・中期)	経済産業省	「地域中小企業知的財産支援力強化事業」(新規予算)を活用し、地域における知財支援力の向上を図り他の地域にとってのモデルとするため、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動を支援。		引き続き左記の取組を実施するととも に、優れた先導的な取組事例を蓄積し、 他地域へ普及・展開。
22			大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ペンチャー企業の商品化や事業化へとつなげるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。(短期・中期)	経済産業省	地方自治体等と連携して、知財ビジネスマッチン活動の進め方や留意点に関して平成25年度に踏まえ、必要な取組を実施。	ングの参加機関に対し、知財ビジネスマッチング とりまとめた情報を基に普及啓発の実施状況を	
			地域中小企業の二一ズを掘り起こし、大企業等が保有する知的財産とマッチングさせた事業計画を提案し、中小企業による事業化を支援する橋渡し・事業化支援人財を地域の公的機関等に配置する。(短期・中期)	経済産業省	事業化を支援する橋渡し・事業化支援人財の 配置について検討。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組	3を実施。

23	0		地域中小企業のニーズを掘り起こして全国の大学等発の技術シーズとマッチングさせ、共同研究から商品開発等に係る事業化を目指す段階まで支援する目利き人財を地域に派遣する。(短期・中期)	文部科学省	科学技術振興機構(JST)が、目利き人財(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援する取組を行う。	引き続き、左記の取組を実施。
			地域ブロックごとに特定された戦略産業について、大企業のニーズと中小企業の持つ技術シーズとを公設試験研究機関等のネットワークを通じてマッチングし、事業化を支援する橋渡し・事業化支援人財を戦略分野ごとに配置する。(短期・中期)	経済産業省	自動車、航空機、バイオ等の戦略分野ごとに、 大企業の技術ニーズ及び技術動向を熟知した 戦略分野コーディネータを配置し、公設試等の 支援機関を通じて、地域の中堅中小企業に対 する技術ニーズの提供や有望な技術シーズを 持つ中堅中小企業への助言を行い、ユーザー 企業へのマッチングを支援することにより、新事 業の創出を促進する。	引き続き、左記の取組を実施。
			目的ごとに配置された橋渡	経済産業省	各事業分野を横断するコーディネート組織を設置し、各地域ブロックごとに、各戦略分野ごとのコーディネーターやマッチングプランナーのほか、地域の産業支援機関や公設試等が情報交流を行うネットワークの場を創設する。	引き続き、左記の取組を実施。
24	0	橋渡し・事業化支援人財の連携	し・事業化支援人財を相互に 連携させるため、それぞれの 人財が有する情報やマッチ ング実績等に関する情報の 交流を行う場を創設する。 (短期・中期)	文部科学省	それぞれの人財が有する情報やマッチング実績等に関する情報の交流を行う場を創設する。	引き続き、左記の取組を実施。
				内閣官房	目的ごとに配置された橋渡し・事業化支援人財 が相互に連携するように促す。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
25			中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期)	経済産業省	弁理士の継続研修に中小企業診断士と連携した科目を設定し、弁理士に対する受講を促進するとともに、日本弁理士会と中小企業診断協会の協定に基づいて、地方支部間の覚書の締結を一層進める等、更なる連携を進める。	

		1	1		1		7
26	0	概念実証に向けた支援策の整備	大学の研究成果を中小企業の事業化に結び付けるため、新たな研究アイディアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施について支援を強化する。(短期・中期)	文部科学省	科学技術振興機構(JST)が、目利き人財(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援する取組を行う。また、大学等の研究成果から、シーズ顕在化、実用性検証、製品化に向けた実証試験という各研究開発フェーズの特性に応じた支援を実施する。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施	Ī.o
27	0	大企業の取組の 後押し	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的 により地域・中小企業の活性化を支援しているプ を通じて広く周知するとともに、その取組を重点 に活用する。	トへ巻の取得について 夕 拝供けり ノベン 1 笠	引き続き、左記の取組を実施。
			知財ビジネスマッチングをは じめとする中小企業と大企業 との知財連携に関する取組 の拡大に向けて、業界団体 の協力の下、業界ごとの取 組を促す。(短期・中期)	経済産業省	知財ビジネスマッチングなどの知財連携に関する取組事例を業界団体に紹介し、かつ、業界団体から会員企業に対して、知財マッチング等を通じた中小企業との連携について積極的に取り組むよう依頼する。	引き続き、左記の取組を実施。	
28	0		地域の中小企業が、中核企業や大学・公設試等と連携した研究開発を行う場合に、中核企業と長期的なパートナー関係を築くため、技術流出を防止できる開発環境を構築する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業が共同研究に必要な知財管理及び活 用を促進するための環境に関する検討を実施	左記の取組を踏まえ、中小企業の知財活用型 の共同研究を支援	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		産学連携機能評 価を活用した産	大学・TLO等の産学連携活動の状況を継続的に把握し、活動の改善に効果的につなげるため、各大学・TLO等の産学連携活動の評価指標に係るデータの収集と分析を行い、その結果を各機関と共有し、個別の大学・	経済産業省	大学・TLOが評価指標を活用してそれぞれの産学連携活動を自ら検証できるようにするための「産学連携活動マネジメントの手引き」を作成し、大学・TLOに提供するなど、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
29	0		TLO等に活動の改善を促す。また、大学・TLOが評価指標を活用してそれぞれの産学連携活動を自ら検証できるようにするための「産学連携活動マネジメントの手引き」を作成し、提供する。(短期・中期)	文部科学省	大学・TLO等の評価結果の公表を促すことで一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	

30	30 る特許出願	共同研究における特許出願と契		文部科学省	経済産業省と連携しつつ、大学と企業間での共 同研究契約の具体事例等について情報を収集 する。	大学と企業間での共同研究契約について、大学と個別状況に合わせた柔軟な対応の実現を目 計出願の形態と共同研究契約の在り方を検討す	指し、共同研究の特
30		約の在り方の検 討	の形態・活用状況や契約の 実態を調査し、共同研究に おける特許に開と契約の在 り方について検討し、その検 討結果を踏まえて柔軟な契 約締結を大学・企業に対して 働き掛ける。(短期・中期)	経済産業省	産学連携の共同研究から生じる特許の取扱を 含め、大企業、中小企業、大学等それぞれの 事情に配慮した柔軟な対応が可能となる契約 の在り方を検討するための調査研究を実施す る。	調査結果について、周知を図る。	引き続き、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
31	0	開放特許情報 データベースの 充実・活用	企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させるよう、企業、大学、研究機関等に開放特許の拡大を要請するとともに、同データベースと橋渡し・事業化支援人財との連携を図る。(短期・中期)	経済産業省		引き続き、左記の検討を実施するとともに、必要に応じ、順次、開放特許の拡大の要請と橋渡し・事業化支援人財との連携を開始。	左記の検討・実施 状況を踏まえ、必要 に応じ、開放特許の 拡大の要請ととも に、橋渡し・事業化 支援人財と連携。
32	0		農林水産分野の知財戦略を 着実かつ強力に実施するため、戦略の実施状況につい て、外部有識者の参画を得 て定期的に検証を行い、必 要に応じて戦略及び施策の 見直しを行う。(短期・中期)	農林水産省	戦略について、食料産業の関係者等に広くPR し意見を把握するとともに、戦略の実施状況に ついて、とりまとめ・検証を行うための準備を実 施。	戦略の実施状況について、外部有識者の参画 を得て検証を行い、必要に応じて戦略及び施 策の見直しを実施。	引き続き、左記の取組を実施。

_						·	·						
			農林水産分野で のブランド化の促 進	農林水産分野でのブランド 化の促進のため、新たに導入された地理的表示保護制度の周知を徹底するとともに、地域のブランド戦的に応じた地域団体商標制度等との選択・組合せなどの活用	農林水産省	知的財産に関する各種会議や説明会において地理的表示保護制度の周知の徹底を図るとともに、地域のブランド戦略に応じた地域団体商標制度との選択・組み合わせなどの活用方法について、知的財産活用マニュアル等を用いた知的財産マネジメント研修を実施すること等により、両制度の活用を促進。	引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。	引き続き、左記の取組を実施。					
	33			農林水産分野で	農林水産分野で	農林水産分野で	豊林水産分野で	農林水産分野で	方法の紹介により、両制度 の活用を促進する。(短期・ 中期)	経済産業省	農林水産省と連携し、地域団体商標に関する 専門家派遣、助言等の支援を実施すること等 により、両制度の活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取 組を実施	引き続き、左記の取組を実施。
				海外市場においては、地理 的表示マークを活用して、日本の真正な特産品であることを認識してもらうとともに、 地理的表示保護制度を導入 している国とで間で適切な催 護に向けた枠組み作りを進 あることにより、日本の特産 品の輸出促進に向けた環境 整備を実施する。(短期・中期)	農林水産省	農林水産物・食品の主要な輸出先国において、地理的表示マークが保護され不正使用等に対抗できるよう商標登録を進める。あわせて、農業対話等の場を活用し、地理的表示保護制度に関する対話を進め、地理的表示保護を通じた日本の特産品の輸出促進に向けた環境整備を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取 組を実施	引き続き、左記の取組を実施。					
	34	()	生口 日ナマ さご ノン・ル	農業関係者が知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、知的財産の保護・活用に	農林水産省	農業関係者が知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、戦略的知的財産活用マニュアル等を用いた普及啓発を行う。		引き続き、左記の取組を実施。					
	34		() 1	の普及啓発		ついての啓発を行い、さらに 熟練農家のデータ化されたノ ウハウの知的財産としての 取扱いを定めたガイドライン を策定し、その普及啓発を図 る。(短期・中期)	農林水産省	2015年度の補助事業「農業IT知的財産活用実証事業」を通じて、熟練農家のデータ化されたノウハウの知的財産としての取扱を定めたガイドラインを策定。	2015年度の補助事業「農業IT知的財産活用実証事業」において策定したガイドラインの普及啓発。	引き続き、左記の取組を実施。			

		第2. 知財紛	争処理システムの活性化	ե			
			我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けて、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、以下の点について総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。 - 証拠収集手続について、侵害行為の立証に必要な証拠収集が難しい状況にある	内閣官房	証拠収集手続がより適切に行われるための方 策、ビジネスの実態を反映した損害賠償額の 実現に向けた方策、権利の付与から紛争処理 -プロセスを通じた権利の安定性を向上させる方	引き続き左記について検討するととともに、検	引き続き、必要に応じ適切な措置を実施 するとともに、知財紛争処理システムの
35	0	ステムの機能強	テムの機能強 を反映した損害賠償額の実	経済産業省	策及び差止請求権の在り方について、検討体制を整備し、総合的に検討を行い、課題・方向性を整理する。	討結果に応じ、必要に応じ適切な措置を実施。	更なる機能強化に向けた検討を継続して 実施。
			権利の安定性を向上させる 方策について検討する。 -差止請求権の在り方について、標準必須特許の場合、PAEによる権利行使の場合について、特許権の価値に与える影響も考慮し、検討する。	法務省	民事法制一般等の視点から必要に応じて協議に応ずるなどの協力を実施。	引き続き、左記の協力を実施。	
				総務省	国際標準化機関におけるIPR(知的財産権)に関する議論の動向や国内関係者の意見等を把握し、それらが国際ルールの形成に反映されるよう対処。		
36		権利行使の在り方	標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期)	経済産業省	国際標準化機関における議論への参画等を通じて、標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに係る国際ルールの形成について、必要に応じて我が国の立場を表明するなど適切に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

37		標準必須特許に 関する適切な権 利付与の在り方	標準必須特許に関して、より 適切な権利付与を実現する ため、現在、特許審査におけ る審査資料としての取扱い が明確化されていない国際 標準化機関への提案文書な どの取扱いについて検討す る。(短期)	経済産業省	標準提案文書等の審査資料としての取扱いについて得られた検討結果に基づいて、必要と認められる標準提案文書等について、審査資料としての整備を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
再掲	0	相談体制の強化	中小企業の大企業等との関係での知財保護・紛争未未る 相談に対応するため、よる名 相談に対応するため、よる各 拠点全国機能実って が表記ができると があり、 はの紛争・訴訟 に対応しまる を専門電するとともに、 よる は府県に設置しているよう は所以、 はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	経済産業省	16亿記載		
		訴訟遂行に関す る負担への対応		内閣官房	訴訟遂行のための負担について、中小企業へ の必要な措置の検討を実施。	引き続き、左記の検討を実施するとともに、必要に応じ適切な施策を実施。	
38	0			経済産業省			
				法務省	民事訴訟費用等に関する法律等を所管する立 場から、必要に応じて意見を述べるなどの協力 を実施。	引き続き、左記の協力を実施。	
	地方に	地方における知	地方における知財専門家へ のアクセスを支援するため、 即係団体と連携し、地方にお	法務省	日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。	引き続き、左記の協力を実施。	
39 🔾	財専門家へのア クセス支援		経済産業省	知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索 する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁 理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知す る活動を実施。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・	- 尊入しつつ、継続的に実施。	

		知財関係法令及 び他国における 紛争処理の状況 の海外発信	経済のグローバル化に対応 したビジネス環境の整備、我 が国企業が海外に進出する 際の進出先への情報提供等 のため、我が国の知財関係 法令の迅速かつ高品質な英 訳を作成し海外発信する。 (短期・中期)	法務省	日本の知財関係法令を始めとする日本法令の 迅速かつ高品質な翻訳の更なる推進に向けた 検討を行うとともに、所要の措置を可能なもの から順次実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
40	0		知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解等の知財がで、他国における制度・実態等の調査を行い、広く発信する。(短期)	法務省	特許権侵害訴訟やADRを始めとする知的財産 関係紛争処理システム全体を対象に、諸外国 の知財事件担当裁判所やそこでの知的財産訴 訟制度を中心に、我が国の法体系との異同な どを踏まえた所要の調査を実施し、公表。	引き続き、左記の取組を実施。	
		第3. コンテン	ツ及び周辺産業との一	体的な海外展開	の推進		
41	0	現地ニーズに即 したコンテンツの 制作	現地の文化やニーズに合わせるなど、海外市場で受け入れやすい内容の放送コンテンツを制作するため、一般社団法人放進機構(BEAJ)等とも連携しながら、現地でのニーズや視聴形態の動向等を踏まえた海外メディアとの国際共同製作の支援へ社等と海外メディアとのでかまだった。場に、番組制作会社等と海外メディアとのであり、後会の提供を実施する。(短期・中期)	総務省	BEAJをはじめとする国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「地域の活性化」、「訪日外国人観光客の増加」(「ビジットジャパン」)や「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」(「クールジャパン」)等を目的とした、現地でのニーズや視聴形態の動向等を踏まえた放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信する事業を支援するとともに、日本の放送局・番組制作会社等と海外メディアとのマッチング機会を提供する。	外 ら「日 場の パ 徳形 作 に ると	
			放送番組、映画、音楽、アニメ、ゲーム等の日本コテンテンツの海外展開、コンテンツ産業とをの他の産業とを連携させた海外展開をそれぞれ促進するため、字幕付与や吹き替え、現地文化を踏まえた修正等のローカライズに対する支援を継続的に実施する。(短期・中期)	経済産業省	ローカライズ支援によりコンテンツの海外展開 促進を引き続き支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。

42	0		クールジャパン機構が出資する映像ローカライゼーション事業等を通じて、ローカライズ、映像編集、販路開拓機能を一括して提供する基盤を整備し、世界各国での日本コンテンツの放送・配信を促進する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの現地化支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
			映画による国際文化交流の 推進及び海外における上 機会の確保等を図るため、 時間を 引き続き製作費の 引き続き、 同時では、 同時では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
43	0	国際映画共同製 作の促進		経済産業省	関係省庁と連携し、ユニジャパンによる国際共 同製作の認定事業への支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				外務省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ所 要の検討を行う。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。

44		日本の高度な技術力を生かしたコ	高度な日本の技術力を生かして、3次元映像技術、デジタルファブリケーション(3次元プリンターなどでデジタルデータを基に造形すること)といったコンテンツ制作の高	総務省	多視点3D映像に加えて、電子ホログラフィ映像、静止画ホログラムといった高度な臨場感映像技術について研究開発・コンテンツ開発を推進し、これらに関する知的財産の取得を支援。	国立研究開発法人情報通信研究機構の次期中期計画の策定内容を踏まえ、継続した取組みを検討。
		ンテンツ制作の 促進	度化・効率化に有効な先端 技術開発を促進するなど、コンテンツ制作を効果的・効率 的に行うための取組を支援 する。(短期)	経済産業省	業界団体などと連携し、コンテンツ制作における工程管理の標準化やクラウド環境の活用など、コンテンツ制作の効率化に資する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
45	C	権利処理の一層の迅速化、効率化	放送番組に係る権利処理の一層の円滑化のため、これを例の円滑実験のの成果利迅速のの大変に、変なるを表して、変ないでは、変なるよう、ですの関係を必要に、変なが、変なが、変なが、変なが、変なが、変なが、変なが、変なが、変なが、変なが	総務省	放送番組に係る権利処理の一層の円滑化のため、関係者の意見を踏まえつつ、権利処理手続の簡素化、権利処理期間の短縮化等について検討し、適切な施策を実施。	ナシの中族出れ外する。必要な取組を中族
45	0			文部科学省	放送番組に係る権利処理の一層の円滑化のため、関係者の意見を踏まえつつ、権利処理手続の簡素化、権利処理期間の短縮化等について検討し、適切な施策を実施。	大記の実体性温を跳まえ 必要が取組を実体

46		当初から海外販 売を想定した放 送番組の権利処 理	放送番組の海外展開に際して、当初から海外での販売を想定して権利処理を行うことの重要性に鑑み、海外展開が予定される特定の番組を対象として、実演家・レコード原盤権の権利処理に係る試行的な取組を行う。(短期・中期)	総務省	昨年度までの実証実験の結果を踏まえ、海外展開が予定されている番組を対象に、レコード原盤権の権利処理に係る実証実験を引き続き 実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	47 ○ 制度的課題の検討		経済産業省	コンテンツ産業の中長期的な発展に向け、諸外 国における状況や関係団体等の意見を踏まえ た上で、今後の制度の在り方の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
47		制度的課題の検 討	コンテンツ産業を中長期的に発展させていくため、資金調達方法等に係る課題やその他の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	金融庁	コンテンツ産業の中長期的な発展に向け、既存の資金調達方法における課題について、具体的な検討を実施。	左記の検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、 必要に応じ関係府省において所要の検討を行 う。	左記の検討結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を検討。

			日本コンテンツが継続的に展開する基盤を強化するため、国・地域等のターゲットを明確にした上で、BEAJ等とも連携しつつ、現地メディアにおける放送枠の確保を支援する。(短期・中期)	総務省	国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「地域の活性化」、「訪日外国人観光客の増加」(「ビジットジャパン」)や「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」(「クールジャパン」)等を目的とした放送コンテンツを製作し、ASEANを中心とするアジア等の新興国における放送枠の確保を確保して継続的に発信する事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
			日本コンテンツの効果的な 浸透を図るため、国際見本 市への出展、広告出稿等の プロモーション支援を継続的 に実施する。(短期・中期)	経済産業省	プロモーション支援によりコンテンツの海外展 開促進を引き続き支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
48		海れるのプロ	日本のコンテンツ事業者と海外のコンテンツバイヤーとのマッチング強化のため、コンでのプロテンツ支援であるJAPACONについて、事業者間でのB to Bの連携が図れるよう、情報発信機能を整備する。(短期・中期)	総務省	日本のコンテンツ事業者と海外のコンテンツバイヤーとのマッチング強化のための民間での取組が促進されるよう支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
40	0	モーション支援		経済産業省	日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するプラットフォームとしてのJAPACONを活用し、データベースや管理システムに関する民間の取組に対し必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

		我が国の多様な魅力を発信するため、在外公館や国際交流基金海外拠点等が現地での文化事業等の機会を活用し、日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)	外務省	在外公館及び国際交流基金の海外ネットワーク 広範な文化芸術分野において、公演や展示、演 ンツを含む日本の芸術作品の多様な魅力を海タ	奏会、映画の上映会の実施等を通じて、コンテ	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を 引き続き実施。
		ビジット・ジャパン事業(訪日プロモーション事業)において、放送コンテンツの無外展開など日本コンテンツの普及旧資する事業を実施する。(短期・中期)	国土交通省	関係省庁と連携を図り、各海外市場における日本の放送コンテンツの放映と連動した訪日プロモーション事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
40		海外のファンやバイヤー等 に対する我が国のコンテンツ の発信の機会を拡大すべく、 東京国際映画祭やジャパン・	文部科学省	中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施	布。
49	開催支援	コンテンツ・ショーケース(JCS)等の国内で開催する国際映画祭や国際見本市等の開催を支援する。(短期・中期)	経済産業省	コ・フェスタを通じ、国内外で開催する各種イベントの連携促進及び一体的な情報発信を行い、日本コンテンツの海外展開を促進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。

50	0	市場性が低い国 における日本コン テンツの露出	日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備のため、広範な層に対して影響力のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、外務省と国際交流等をが主体となり、途上国等のテレビ局に対し素材を提供し、テレビ放送を実施する。(短期・中期)	外務省	国際交流基金を通じ、日本文化紹介の観点から、アニメーション、ドラマを含むテレビ番組を提供。また、文化無償資金協力を通じ、開発途上国のテレビ局における日本の教育・ドキュメンタリー番組の整備を支援。 左記の実施状況を踏まえ、9月き続き実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を 引き続き実施。
		J-LOP事業を通じて映像産業振興機構(VIPO)等に蓄積されたノウハウも活用しながら、海外展開を考えている企業等へのコンサルティングサービスや海外展開に対する知見と実績を有するプロデューサーとのマッチング等を実施する。(短期・中期)	経済産業省	VIPOに対して必要に応じて助言や情報提供を 実施。	を記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
51	0	談(城 玄 <i>切</i> , 定)	サルティング	外務省	経産省、ジェトロ等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組の強化を図る。 引き続き左記の取組を		引き続き左記の取組を実施。
				経済産業省	・世界各地から有力バイヤーが集まる主要な海外見本市にジャパンブースを設置・運営し、中小企業の海外展開を支援。 ・有力な海外バイヤーを日本に招へいし、中小企業等に国内での商談機会を提供する。	市場環境の変化に合わせ、最適な見本市やバーいく。	イヤーの選定を行い、継続的に実施して

			海外教育機関(フィルムスクール)への留学、インターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人財の育成を支援する。(短期・中期)	経済産業省	米国の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、国際的なコンテンツ制作のノウハウなどに関するセミナーを開催し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。また、トップクラスの海外映画制作会社等での実務研修(インターン)についても支援対象とするよう拡充する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
52	0	ツ人財の育成・活	実演家やアーティストについて、国際的に通用する人財として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期)	文部科学省	新進芸術家海外研修制度により、クリエーターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人財育成プラットフォームを構築する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの海外展開を支える人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
53	0	海外の日本ファンとの連携	SNS等を通じた日本コンテンツの発信を強化するため、留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーション事業(留学生アンバサダー事業)について、対象人数やプロモーション回数を拡大して実施する。(短期・中期)	経済産業省	日本コンテンツファンの留学生・現地学生による「コ・フェスタ・アンバサダー」を通じて、日本コンテンツの魅力を効果的に発信する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

			海外市場のニーズに合致したコンデンツ海外展開をいっているため、公外海外展別の海外を受けて行っては、でのアンツ、両コンデーのに関連で見いてはでの大きを受けて行ってはでの大きが、できないでは、では、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	総務省	国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、日本の魅力を紹介することを目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信する事業を支援するにあたり、積極的に、現地市場でのコンテンツ嗜好や日本コンテンツ展開後の反響等について情報収集を行い、事業終了後には、これらの情報をコンテンツ事業者等に提供する場を設けることを検討する。加えて、コンデンツの海外展開に資するソリューションビジネスに係る課題への対応策についての検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				経済産業省	・これまで得られた知見を踏まえ、効果的な海外発信の在り方について検討する。 ・日本コンテンツへの関心が高い海外の国・地域の市場を中心にジェトロの海外事務所を通じてマーケット調査を実施し、中小企業等に提供する。	左記同様、ニーズを把握しながら必要な市場調査を実施する。	
54	0	海外市場調査の実施		外務省	経産省、ジェトロ等による取組を踏まえ、これと近	車携しつつ、在外公館の取組の強化を図る。 引き続き左記の取組を実	2施。
				内閣官房	関係府省や関係独立行政法人が実施した市場調査、動向調査等について情報を集約し、ホー	引き続き左記の取組を実施。	
				関係府省	ムページ等を活用し一覧形式により情報を発信。	コピッルで 生 中レン・4以下は と 大川地。	

		1	T		T	7
					関係府省、関係機関、民間団体をメンバーとす る官民連携プラットフォームを立ち上げ、能動	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
				関係府省	的な連携プロジェクト組成やマッチング、先進的 事例の共有等を行う。	を
				総務省	海外に対して日本の魅力を紹介すること等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信する事業を支援していくにあたり、他分野・他産業とも幅広く連携し、波及効果を発揮していくための方策を検討する。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
			日本の魅力を伝えるコンテンツを海外に効果的に発信し、海外における日本ファンや訪日観光客の増加、非コンテンツ産業との連携による一体となった海外展開、日本食・食文化の普及、地域経済の活性化等、その波及効	外務省	在外公館の下で、クールジャパン支援現地タスクフォースを核とし、現地関係者間の情報共有・連携を推進するとともに、必要に応じ、在外公館施設の活用を含めた民間ビジネスの海外展開を支援。また、日本の魅力を「日本ブランド」として発信する日本ブランド発信事業を関係府省と連携しつつ実施。	左記の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。
55	0	多様な分野との 連携促進	果を十分に発揮させるため、 官民の連携や事業者のマッチングなど横断的な仕組み を検討・整備する。(短期・中期)	経済産業省	日本コンテンツの海外展開を支援することで、 日本ブーム創出にともなう訪日観光等の促進 による地域経済活性化につなげる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

				国土交通省	関係省庁や支援機関と連携を図り、各海外市場における出展事業などにおいて、クールジャパン及びビジットジャパンが連携し、効果的な日本ブランドの発信を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実	拖。
				農林水産省	海外主要都市における日本食文化習慣の開催、日本料理の講習会、海外メディア、日本料理人の人材育成などを通じて日本食・食文化の普及を行う。 また、日本食文化サポーター制度創設の検討等を行う。	日本食・食文化普及に引き続き取り組むとともに、左記の検討状況を踏まえ、本制度等の導入を行う。	引き続き左記の取組を実施。
			コンテンツ以外の見本市でのコンテンツを活用したプロモーション活動を促進することにより、ファンやバイヤー等への日本コンテンツの発信機会を拡大する。(短期・中期)	経済産業省	コ・フェスタを通じ、国内外で開催する各種イベントの連携促進及び一体的な情報発信を行い、日本コンテンツの海外展開を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
			コンテンツを核とした海外展開や地域振興等の事業を行う企業・業極抗大の観点から、海外の日本企業・現地子会社を含めた非コンテンツ産業に対し実施事例や効果の発信等を効果的に行うための方策を検討する。(短期・中期)	経済産業省	VIPOが実施するコンサルティングサービスやマッチング等に対して必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。

			地域経済活性化の観点から、BEAJ等を活用し、特に地方が主体となって海外に向けて地域の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取出を実施するとともに、このようなコンテンリのーカライズ、プロモーションについてより手厚く支援を行う。(短期・中期)	総務省	BEAJをはじめとした国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、地方の放送関係者や地場産業等の周辺産業等も主体となり、「地域の活性化」等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信する事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
56	0	地域との連携		経済産業省	コンテンツのローカライズ・プロモーション支援 を通じて、特に地方発コンテンツの海外展開を 後押しする。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			映画の撮影促進と創造活動 の活性化を図るため、日本 各地のロケ地情報を集約し、 各地域のフィルムコミッション を紹介するとともに、引き続 き国内外へ発信する。(短 期・中期)	文部科学省	各地のフィルムコミッションが持つ情報を集約したポータルサイトを活用し、国内外に向け情報 提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

57		地域を拠点とした	地域におけるコンテンツ関連 産業の集積や我が国の伝統 文化との融合、海外からのク リエーター等の招致等により、世界に通用するコンテン ツを創造する開発拠点を整 備し、海外に発する支援す 体や民間での取組を援す る。(短期)	文部科学省	海外から招へいした外国人芸術家の創作活動 拠点の構築、海外の優秀な若手クリエイタ一等 を招へいして研修・研究の機会を提供する取組 や、国内の関連施設・教育機関・企業等の連携 の拠点構築等を支援。また、地方公共団体が 行う、文化芸術による地域活性化・地域文化の 国際発信事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			経済産業省	自治体や地域の企業が連携して行う国際見本市への出展やコンテンツを活用した海外からの訪日観光の促進に係る取組に対して必要に応じて助言や情報提供を実施。		
58		海外展開に当 たってのリスクマ ネーの供給	海外における日本コンテンツと他産業との連携により総合的な輸出拡大につなげるべく、ケールジャパン機構によるリスクマネーの供給等の支援を引き続き実施する。(短期、中期)	経済産業省	関係機関とも連携し、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給や専門家派遣、助言等の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

			国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輸)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期)	外務省	東京国際映画祭等のコンテンツ関連イベントの原		左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要 な取組を実施。
59	0	向性確保	世界の人々の日本文化理解の深化、芸術家・文化人強化、芸術家・文化人強化、芸術家・文化人強化、大野で大力をでは、文統では、文化交流でが高いに対し、文化交流でが出た。大化交流でが出り、文化交流でが出り、文化交流でが出り、文化交流でが出り、文化交流でが出り、文化交流でが出り、文化交流を当り、文化交流を等が、国内に大力では、大力では、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で	文部科学省	外務省・国際交流基金と連携し、欧米、アジア 等の各地域において、日本文化の魅力を発信 する多様な活動を実施。 また、活動終了後の文化交流使が活動内容の 報告や、各地でのニーズや文化状況を共有す るための公開フォーラムを開催。 さらに、海外から招へいした外国人芸術家の創 作活動拠点の構築に関する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組	を実施。
				外務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める或いは日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働きかけを実施。		

60	海外での外国番	海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期)	経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める或いは日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働きかけを実施。			
	廃		総務省	二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、コンテンツの輸入や国内放映にかかる規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう働きかけを行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			文部科学省	日中韓文化大臣会合を始めとする国際会議や 当局間協議の場を活用し、今後の文化交流や 協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の 文化芸術に対する各国の理解を増進。			
61	海外の権利処理	海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を	文部科学省	海外の政府機関や集中権利管理団体の職員 を対象に、集中管理団体制度の整備や強化に 資するセミナーや研修を国内外で実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施	他 。	
01	団体の育成支援	支援する。また、現地の政府 当局や民間企業等の関係者 等と我が国の政府及びコン テンツ事業者等との交流を 促進し、海外における権利 保護を促進する。(短期・中 期)	経済産業省	我が国コンテンツの海外での権利保護に向けて、現地の政府当局やコンテンツ流通事業者等と我が国のコンテンツホルダーとの関係構築に資する取組を支援・実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施	

60	コンテンツ? 62 〇 開施策の音 発	コンテンツ海外展問が生の業及及	コンテンツ海外展開に係る施 策が多数ある中で、民間企 業においてもそれらを理解し		関係府省が実施するコンテンツ海外展開にか -かる施策について情報を集約し、ホームページ 等を活用して一覧等により情報を発信。		
62		発	やすいような広報資料を作成し、企業に対し広く情報発信する。(短期)	関係府省		51さ続さ左記の収組みを美胞。	
			効果の「九工で飲ん読以寺による国」	総務省	国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、日本の魅力を紹介することを目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信するとともに、その波及効果の把握方法を検討する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
63	63 〇 開の経済効	コンテンツ海外展開の経済効果の把握方法の検討		経済産業省	業界団体とも連携しつつ把握の方法について 検討するとともに、必要な調査事業等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き	実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、 必要に応じ関係府省において所要の検討を行 う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き	実施。

64	0	の海外展開に係	侵害発生国における模倣 お・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一 はとなった相手国政府への 働き掛けを実施する。(短期・中期)	関係府省		136仁記載	
		第2部 重要	要8施策				
		1.「世界最遠	・最高品質の審査体制	」の実現			
65	0	特許審査の迅速 化と品質の向上	審査請求から特許の「権利 化までの審査期間」(標準審 査期間)と「一次審査通面までの期間」を、2023年度知まで に、それぞれ、平均以内、平均以内、平均以内、平均以内、平均に立て、等強行 後とともに、特許審査の記して、質の高い審査結果を く・役に立つ特許権」を付与国 内外へ早期に発信するため、特許審査体制の短期・中期	経済産業省	審査請求から特許の「権利化までの審査期間」 (標準審査期間)を平均16か月を切り、「一次審 査通知までの期間」について、平均11か月を切 るとともに、特許審査の品質維持・向上を図り、 「強く・広く・役に立つ特許権」を付与して、質の 高い審査結果を国内外へ早期に発信するため、特許審査体制の更なる整備・強化を行う。	内、平均10か月以内にするとともに、特許審査	引き続き、左記の取組を実施。
66	0	特許・意匠・商標 の品質管理	審査品質管理小委員会による改善提言を踏まえた、「審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」の改訂、適時・適すなの質についてのユーザー満足度調査の拡充等の品質管理の体制整備を通じて、一層質の高い審査意匠・商標も特許と同様の施策を実施する。(短期・中期)	経済産業省	審査の品質管理の実施状況及び実施体制に対する、審査品質管理小委員会から前年度に受けた改善提言を踏まえ、以下の取組を実施体制について文書化した「審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」の改訂。・審査の質についてのユーザー満足度調査の充実。(特許・意匠・商標共通事項)	引き続き、左記の取組を実施するとともに、適時に関して、必要な措置を講じる。(特許・意匠・商	
67	0	意匠制度・運用 の見直しの検討	我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、例えば、図面提出の一部省略や、必要書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスの利用など、手続の簡素化等に向けた検討を行う。(短期)	経済産業省	図面の省略やデジタルアクセスサービスの利 用について、あり方を検討。	左記検討結果を踏まえ、方向性をまとめる。	

68			事業者のクリアランス負担を 軽減すべく、運用面のインフ う整備を進める。これを前提 とし、関係する産業界から広 く参画を得つつ、画像デザインの意匠の保護の在り方を 検討する。(短期)	経済産業省	イメージマッチング技術を利用した登録意匠の クリアランスツールの2015年度中のサービス導 入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随 時改善を図る。 これを前提とし、関係する産業界から広く参画 を得つつ、画像デザインの意匠の保護の在り 方を検討。		
69	0	意匠分類の整備	意匠の国際分類を定めるロカルノ協定を適切に運用するため、ロカルノ分類に運用日本意匠分類を作成するとともに、必要に応じて我が国が保類付与をでして、データベース化するととを検討する。(短期・中期)	経済産業省	我が国ユーザーの意見や審査官の意見を踏まえ、ロカルノ分類に日本意匠分類を整理統合した分類案の作成を開始。	ロカルノ分類に日本意匠分類を整理統合した 分類の作成を完了するとともに、我が国が保有 する意匠文献に当該分類を試行的に付与す る。	前年度の実施状況を踏まえ、継続的に 我が国が保有する意匠文献に当該分類 を付与する。
			我が国ユーザーによる中国 意匠公報等へのアクセスを 改善するため、中国意匠公 報等への上記分類の付与に ついて検討する。(短期)	経済産業省	上記分類の作成状況を踏まえ、中国意匠公報 等への当該分類の付与について検討。	上記分類の作成状況を踏まえ、引き続き中国 意匠公報等への当該分類の付与について検討 する。	
70	0	商標審査基準の 改訂	商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内 外のユーザーにとって明確 かつ分かりやすい商審査 基準とすべく、その記載内容 を見直して改訂する。(短期・ 中期)	経済産業省	商標審査基準に対するユーザーの要望・意見に基づき、今後の商標審査基準の在り方を検討し、改訂作業を行う。特に要望等の強い項目については、優先的に検討・改訂を行う。	左記の検討・改訂の結果も踏まえ、引き続きその他の項目の改訂作業を進め、商標審査基準を改訂する。	
71	0	特許審査ハイ ウェイの運用改 善及び拡大	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査に関する標準化を推進するとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。(短期)	経済産業省	ユーザーニーズを踏まえて、二国間及び多国間交渉の場を通じて、共通化された申請様式の採用や申請要件などの標準化を推進するとともに、二国間の特許審査ハイウェイ(PPH)及び多国間のPPHへの参加を促し、PPHの拡充を図る。	引き続き、ユーザーニーズを踏まえて、二国間及び多国間交渉の場を通じて、各国共通化された申請様式の採用や申請要件などの標準化を推進するとともに、二国間のPPH及び多国間のPPHへの参加を促し、PPHの拡充を図る。	引き続き、左記の取組を実施。

72	0		審査の質の向上を図ることを目的として、我が国特許庁と米国特許商標庁の特許審査官が協働して審査を実施する枠組みの構築について、米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期)	経済産業省	審査の質の向上を図ることを目的として、我が 国特許庁と米国特許商標庁の特許審査官が、 最初の審査結果を送付する前に、調査結果及 び見解を共有し、日米の特許審査官が協働し た調査結果を踏まえて最初の審査結果を送付 する日米協働調査の試行プログラムを、2015 年度より開始。	2015年度より開始する日米協働調査試行プログラムを、引き続き実施すべく調整を行う。	日米協働調査の試 行プログラムの評 価を行い、その在り 方について検討を 行う。
		特許審査基準及 びPCT出願に関	現行特許審査基準を見直して分かりやすい内容に改訂し、改訂後の審査基準を英訳して海外へ発信する。(短期)	経済産業省	特許審査基準に対するユーザーの要望・意見、特許審査基準を理解する上で有用な裁判例に関する調査結果を踏まえ、引き続き改訂作業を進め、新しい特許審査基準を策定する。また、改訂後の審査基準を英訳して海外へ発信する。		
73	0	する調査・審査指 針の策定と発信	特許協力条約(PCT)に基づ く国際出願の国際調査及び 国際予備審査に係る我が国 審査官の判断基準や運用に 関して、分かりやすい指針を 策定し、当該指針を英訳して 海外へ発信する。(短期)	経済産業省	国内外のユーザーの利便性向上のため、国際 調査及び国際予備審査に関し、分かりやすい 指針を策定するとともに、当該指針を英訳して 海外へ発信する。	引き続き、国際調査及び国際予備審査に係る 指針の英訳を、特に海外へ発信する。	
74		各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入	D統一及び簡素化を目的と た「特許法条約」及び「商 経済産業省 票法に関するシンガポール		意匠制度の手続面の国際調和については、世界知的所有権機関(WIPO)における意匠	界知的所有権機関(WIPO)における意匠法	
74		化及び簡素化	は、特許及び間標の検討を行うともに、意匠制度の手続の国際制和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。(短期・中期)	外務省	意匠制度の手続面の国際調和については、世界知的所有権機関(WIPO)における意匠法条約の採択に向けた議論に参加。	条約の採択に向けた議論に参加。	
75	0	審決の海外発信	海外のユーザーへの我が国 審判の情報発信を充実・強 化するため、我が国の審決 の英訳を海外に発信する。 (短期)	経済産業省	審決の英訳方法や英訳の発信方法等について の検討を行い、検討結果を踏まえて審決を英 訳し、海外への発信を開始する。		

		2. 新たな職利	务発明制度の導入と営 業	美秘密保護の強(:		
76	0	新たな職務発明制度の導入に向けた取組	本年通常では、 本年通常では、 本年通常では、 大さなでは、 大さなでは、 を連れるでは、 を連れるでは、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは、 がでは、 ができる。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでる。 がでする。 がででる。 がでする。 がででする。 がでする。 がででする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。	経済産業省	特許法等の一部を改正する法律案が成立した場合には、新たな職務発明制度の施行に向けた準備(職務発明規程の現状調査、産業構造審議会特許制度小委員会の審議を踏まえたガイドライン策定、全国規模の説明会実施)を行う。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。	
77	営業秘密侵害 77 〇 に係る水際措 導入	営業秘密侵害品に仮えが晩世署		財務省	営業秘密侵害品に係る水際措置の導入にについて検討を進め、本年度中に結論を得る。	左記の結論を踏まえ、更なる検討や必要な措置を実施。	
"			速・適正に判断・確認することができる仕組みを導入することを前提として、営業秘の 侵害品に係る水際措置の導入について関係省庁において検討を行い本年度中に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)			在此が中日間と叫るた。又なる「大日」「たか女'な」日直と大声。	
78	0	営業秘密保護マ ニュアル(仮称) の策定	営業秘密の漏えい防止対策、漏えい時に推奨される高度な対策を含めた包括的対策を示す「営業秘密保護マニュアル(仮称)」を策定する。(短期・中期)	経済産業省		営業秘密の漏えいに係る包括的対策を産業界 等へ周知するため、マニュアルの普及・啓発を 実施。	

		1			T	T	
79	0	営業秘密管理の ワンストップ支援 の拡充	営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトの設置を踏まえ、ホームページ上での情報発信を拡充すると共に全国各地でのセミナー開催・eラーニングコンテンツの提供等、全国の中小企業を念頭に置いた普及啓発をINPITにおいて実施する。(短期・中期)	経済産業省	企業における総合的知財戦略の取組を支援するため、全国各地でのセミナーを開催するとともに、本年度中にeラーニングコンテンツの提供を開始。	引き続き、企業における総合的知財戦略の取組	に対する支援を着実に実施。
80	0	営業秘密情報の 保管システムの 構築	営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウ等の電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するシステムの開発を進める。(短期・中期)	経済産業省	電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期 保管するシステムの開発に着手。	電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するシステムの開発を進め、年度内に完成させる。	システムの運用を着実に実施。
81	0	官民連携の促進	「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」の行動宣言を踏まえ、官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催する。(短期・中期)	経済産業省	2015年7月に第1回「営業秘密官民フォーラム」を開催し、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る官民の情報共有を図る。	官民フォーラムを継続的に開催すると共に、 メールマガジン等の手段による情報共有も検 討。	引き続き、左記の取組を実施。
			企業における営業秘密の漏えい予防対策を推進するとともに技術窃取に対する抑止力を向上させるため、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、(独)情報処理促進機構等の連携を強	経済産業省	「営業秘密官民フォーラム」を通じて本社レベル での意識啓発を図るとともに、全国での説明会	引会 発 防 脚 継続的な意識啓発の実施。連携体制の構築。 属え 警	
82	0	捜査当局等との 連携	化する。具体的には、「官民フォーラム」の開催等を通じた手口や要警戒技術分野等に係る情報の官民での共有、地方部を含めた企業を意識啓発、実際に営業秘密漏えいに関する相談を受け	警察庁	等を通じて現場の事業所レベルでの意識啓発も実施することにより、営業秘密の漏えい予防対策を推進し、あわせて技術窃取に対する抑止力を向上させる。 また、「営業秘密110番」で実際に営業秘密漏えいに関する相談を受けた場合、必要に応じ警察庁へつなぐよう引き続き連携体制を確立す		
			た場合における(独)工業所 有権情報・研修館(INPIT) 「営業秘密110番」から相談 者の希望に応じた警察庁へ の迅速な「つなぎ」といった対 策を推進する。(短期)	法務省	a .		

		3. 国際標準·	化・認証への取組			
83	0	研究開発段階か らの標準化の一 体的な取組	今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる、重要な技術を早期に見定めて他国に先んじて国際標準を獲得するため、研究開発段階からの一体的な標準化を実施する。(短期・中期)	経済産業省	研究開発段階からの一体的な標準化の重要性について、標準・認証の活用に関するセミナー等を通じ、企業経営者等への普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
84	0	標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成	国際標準化機関(ISO/IEC)における専門委員会等の国際会議で国際会事や標準と関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	経済産業省	・ISO及びIEC分野の若手人材を対象としたヤングプロフェッショナル研修制度を引き続き実施するとともに、実施内容等の拡充を検討。・標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人財を育成するため、管理職、営業職、初任者を対象とした人材育成プログラムを実施するとともに、大学における標準化講座の導入を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
再掲	0	中堅・中小企業 等の標準化の支 援体制の強化	中堅・中小企業等の優れた 技術・製品の標準化を「新市 場創造型標準化制度」等の 活用により加速するため、自 治体や産証機関等の「で、 関係者との連携の下で、 関係者との連準の下で、 関係者との連準の下で、 製価を構築する。「新市場削造 型標準化制度」等を活用した 中壁・中小企業等の優れた 東本化制度」等を活用した 中壁・中小企業等の優れた 支術の標準化を、2020年までに100件実現する。(短期・ 中期)	経済産業省	14に記載	
85	0	戦略分野におけ る認証基盤の整 備	大型パワーコンディショナ 等、我が国企業の海外展開 の観点から戦略的に重要な 分野について、認証・試験の ための施設を整備するととも に、認証に必要な国際標準 の策定や体制構築を進め、 認証又は試験の結果が国際 的に認められる認証基盤を 整備する。(短期・中期)	経済産業省	・再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する大規模分散電源関連設備 (大型パワーコンディショナ/大型蓄電池)について、国際的に通用する試験評価・研究拠点の整備を実施。 ・当該拠点での適合性評価体制の構築を進めるとともに、試験・評価に関する国際標準原案の開発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

				内閣官房	関係者間の調整やセミナーの開催などを通じ、 各特定戦略分野における国際標準化戦略の自 律的展開を支援。	引き続き、各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開を支援。
			内閣府			
			特定戦略分野(市場の規模・ 成長性、分野の広がり、我が 国の優位性、国際標準化の	総務省		
86		特定戦略分野における国際標準	国の懐位性、国际標準化の 意義といった事項を踏まえて 選定)における国際標準化	文部科学省		
00		化戦略の推進	戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係	厚生労働省	各特定戦略分野の状況変化や国際標準化戦略の実行上の課題を踏まえた適切な見直し等	引き続き、左記の取組を実施。
			者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)	農林水産省	を通じた自律的な取組等により、国際標準化戦 略を着実に実行。	STE INC. (A HOW AND EXTRE)
				経済産業省		
				国土交通省		
				環境省		
87	0	食料産業分野に おける国際標準 化戦略の推進	国際的に通用するHACCPを基礎とした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みを日本で構築し、官民が連携して海外に普及する。(短期・中期)	農林水産省	規格・認証の仕組みについて、官民連携による 準備委員会を2015年1月より立ち上げ、検討を 進めているところ。同年5月に中間とりまとめを 行い、年内を目処に、新しい食品安全管理規格 と認証の仕組みを運営する主体を設立。	運営主体において認証の仕組みの運営を開始。併せて認証の範囲の拡大を検討・実施。 これを国際的に通用する国際標準としていくため、財政的支援を強化。
00		IoTの進展等に適 切に対応した国	関連する技術分野におい	総務省	先進的なICTの活用等、IoTの進展に対応した研究開発や実証等の成果を踏まえ、国際電気通信連合(ITU)等のデジュール機関や、関連するフォーラム標準団体等における国際標準化の取組を推進。	本格的なIoT時代の到来に向け、多種多様で膨大な数のIoTデバイスとの通信を高効率かつセキュアに実現するための革新的なネットワーク技術等を確立し、また、先進的な実証等を併せて推進するとともに、これらの取組を踏まえつつ、関連する国際標準化に係る取組を戦略的に推進。
88		際標準化戦略の	て、必要な技術の確立や実 証等を図りつつ、国際標準 化に対する取組を推進する。 (短期・中期)	経済産業省	不規模アータの収集・蓄積・処理技術の高度化等、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用を推進するとともに、国際標準化機関(ISO/IEC/JTC1)等で進められるIoTの標準化の議論に積極的に参加し、我が国産業界からの意見を反映させる等、戦略的な国際標準化を推進。	引き続き左記の取組状況を踏まえ施策を実施。
89	0	伝統医療の国際 標準化における 取組	伝統医療の国際標準化については国際会議等における各国の取組を把握しつつ、 我が国の伝統医療について、必要な対応策を講ずる。 (短期・中期)	厚生労働省	国際会議における伝統医療に関する国際標準 化の検討状況を踏まえ、必要な取組について 検討。	引き続き、左記の取組を実施。

90	国際標準化及び 認証に関する戦 略的な取組	今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野における優位性を維持しずるい、展開を支援する観点から、国際標準を強には付するもともに、国内の認証機関の強化や、海外の認証・機関の連携等我が国認証・機関の海外事業の促進等を通じて、国際的に通用する認証・体制の整備を図る。(短期・中期)	経済産業省	戦略的な標準化の推進のため、官民の適切な役割分担と省庁や産業分野を越えた連携の下で、体制整備などに取り組む「標準化官民戦略」に基づき、国際標準化及び認証に対する戦略的な取組を抜本的に強化。	引き続き左記の取組を実施。
			総務省	アジア諸国に対して、関連する国際機関の枠 組み等を用いて、標準化や認証の必要性を説 明する会合などを実施。	引き続き、左記の取組を実施。
91	による戦略的な	アジア地域の成長性を我が 国に取り込むことなどによ り、我が国産業の国際競争 力の強化や健全な発展を図	農林水産省	国際食品規格の分野におけるアジア地域の実情を反映させるための取組の実施状況を踏まえつつ、国際食品規格の分野において着実にアジア地域との連携の強化を図る。	引き続き、左記の取組を実施。
91	国際標準化活動 の推進	るべく、国際標準化や認証の 分野におけるアジア地域と の連携を強化する。(短期・ 中期)	経済産業省	国際標準化・認証の分野における二国間協力 文書を結ぶ等、アジア諸国との連携の強化状 況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			国土交通省	アジア地域における水関連技術の実証実験に ついて、実施主体の要請に応じた試行的評価 を実施し、その技術の性能を保証。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			総務省	国際標準化機関の会合への専門家の派遣を 含め、標準化活動への参画を促進するための 財政支援を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
02	国際標準化活動 に関する財政支	国際標準化機関などにおける戦略的な標準化活動への 参画を促進するため、民間を	農林水産省	国際食品規格策定機関等への専門家の派遣を含め、我が国を含むアジア地域の実情を反映させるとともに、国際食品規格の策定に参画するための財政支援の実施状況を踏まえつつ、着実に財政支援を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
92	に関9の射収文 接	含む関係者の活動状況を踏まえた上で、財政的支援を強化する。(短期・中期)	経済産業省	戦略的に重要な分野に重点化しつつ、特に省 エネ・新エネ分野を拡充し、国際標準化機関へ の専門家の派遣を含め、国内の技術開発動 向、民間の活動状況、国際動向に配慮し、国際 標準化活動を促進するための財政支援の強化	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

	I	[<u> </u>
			国土交通省	従来からの規格化案件に関する支援を継続するとともに、諸外国の標準化動向調査や新たな 規格案作成について財政支援を実施。	左記の規格化作業の進捗状況や調査成果などを踏まえ、国内の技術開発動向、民間の活動状況、国際動向に配慮し、国際標準化活動を促進するための財政支援を実施。
93	先端技術及びインフラ関連技術 に関する認証体 制の整備・強化	我が国産業の国際競争力強化のため、先端技術(ロ及り、大場では、大場では、大場では、大力の関連技術(スマーなど)分野において、大力野強を力を強力を強力を強力を対して、大力野強をは、大きなのでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	総務省	先行事例の実施状況を踏まえ、認証体制の構築に向けた検討を行うとともに、標準化にあたっては、必要に応じて関係する認証機関の経験なども踏まえて、適切な施策を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
94	JISの高機能化	知財マネジメントの一環として、グローバル市場を主導するためのイノベーティブな 国際標準の戦略的な策定へ とつなげる観点から、我が国 国内規格である日本工業規格(JIS)について、規格の提絡で ・策定段階における支援 制度の改革を通じた高機能 化(よりグレードの高い評価 標準の付加的設定)を図る。 (短期・中期)	経済産業省	日本工業規格(JIS)の高機能化を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
95	知財マネジメント 人財の育成	我が国産業の保護戦略、 知られては、事業戦略、 知いためには、事業戦略、 知いためには、事業戦略、 記には、事業では、 を持た、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	経済産業省	・関係団体と協力して、経営者層向けの標準化シンポジウム等の開催等により、企業への情報提供、啓発を実施。 ・各種セミナー・説明会等を通じて、標準化に関する全社的な戦略の推進等を担う最高標準化責任者(Chief Standardization Officer: CSO)の設置等、より実効性のある最適な社内体制構築の重要性を周知。	

		4. 産学官連	携機能の強化			
96	0	化に向けた研究 経営システムの 構築	イノベーションの創出と競争 力強化に向けて、大学が持 つ人的、技術的資源等を最 大限活用するための研究経 営システムを構築するため、 大学の研討・分析するとと、 ついて検入財、知的財産、研 究開発投資の財源等の大に の研究経営資源を効果に に、研究人財、対	文部科学省	大学の研究経営システムについて検討・分析 するとともに、大学が学長のリーダーシップの 下、外部機関との連携を含めて、研究人材、知 的財産、研究開発投資の財源等の大学の研究 経営資源を効果的に活用するための戦略の在 り方について検討。	左記の分析・検討結果を踏まえて、さらに検討。
97	0	大学自身の知財 戦略策定及び知	大学自身の知財戦略策定及 び自立的な知財マネジメント の実行を各大学に促すた め、知財戦略に沿って精選し 絞り込んだ知財の権利化活 動や知的財産の事業化プランに基づく技術移転活動の 状況等を評価して、外国出 願等の大学の知財活動を支 援する。(短期・中期)	文部科学省	大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許について、大学自身の知財戦略に沿って精選し続り込んだ知財の権利化活動や知的財産の事業化プランに基づく技術移転活動の状況等を勘案して、外国特許出願関連経費を支援。	引き続き、左記の取組を実施。
五掲	O	産学連携機能評価を活用した産 学連携活動の改善	を活用した産 関と共有し、個別の大学・	経済産業省		29に記載
再掲			TLO等に活動の改善を促す。また、大学・TLOが評価指標を活用してそれぞれの定導携活動を自ら検証できるようにするための「産学連携活動マネジメントの手引き」を作成し、提供する。(短期・中期)	舌動の改善を促 大学・TLOが評価 用してそれぞれの 活動を自ら検証で するための「産学 マネジメントの手引		, - но-три

		共同研究における特許出願と契 約の在り方の検 討	大学と企業間での共同研究契約について、大とともについて、大とともについて、大とともにの対応用を促進す、大とともにの表す。 大企業の事ででは、大企業の事ででは、大学学系がは、大会をは、大会をは、大会をは、大会をは、大会をは、大会をは、大会をは、大会を	文部科学省	201- =3 ##		
再掲	0			経済産業省	301⊂記載		
再掲	0	概念実証に向けた支援策の整備	大学の研究成果を中小企業 の事業化に結び付けるた め、新たな研究アイディアの 実現可能性を検証する概念 実証(POC: Proof of Concept)の実施について支 援を強化する。(短期・中期)	文部科学省		26に記載	
98	98 O	日本版バイ・ドー	の運用等 ける知的財産マネジメントに	内閣官房	「委託研究開発における知的財産マネジメント に関する運用ガイドライン」を関係府省に紹介し	引き続き、左記の取組を実施。	
55				関係府省	つつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方の検討を促進。		
99		知的財産権の パッケージ化によ る利用促進	(独)科学技術振興機構により大学等に散在する知的財産権等を戦略的に集約し、単独の知的財産権では活用が難しいものについてはパッケージ化を進めること等により活用を促進する。(短期・中期)	文部科学省	(独)科学技術振興機構により大学等の知的財産権等を戦略的に集約し、知的財産権のパッケージ化を進めること等により、市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで強化することを促進。	続き、左記の取組を実施。	
100		改正研究開発力 強化法に基づく 出資業務の開始	改正研究開発力強化法に基づき、研究開発法人((独)科学技術振興機構)による、法人の研究開発の成果を事業活動において活用する大学等発ベンチャーへの金銭出資及び自ら保有する知的財産権、設備等の現物出資業務を2014年度より新たに実施する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構内部の体制整備を図るとともに、外部有識者で構成される投資委員会を設置し、適切な判断に基づく出資等の実施に努める。	売き、左記の取組を実施 。	

101		ーション !ーブリッジ !	文部科学技術振興機構が中心とより大学省及が(独)科学技術振興機構が中心をより大学発べい子紀、制出していく観研究成果等・社会が活用できる。では、一次のでは、大学を市場の視点からのでは、大学をでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	文部科学省	強い大学発ベンチャーの創出を加速させるため、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構が中心となって、大学等の知的財産権のパッケージ化を進めること等により、市場の視点から産業界・社会が活用できる段階はで強化し、創業前の段階から研究者と民間VC等の事業化ノウハウを持つ人財等がチームを形成して研究開発と事業育成を一体的に推進することでポテンシャルが高いが事業化に向けてのリスクも有する大学の技術シーズの事業化の実施や、起業家精神を持ったイノベーション人財の育成等を実施。これら取組を「イノベーションスーパーブリッジ」と名付け、一体的に推進。	引き続き、左記の取組を実施。	
102		チ・アドミニ ーターの育 着等	研究開発等の企画立案や知的財産権の取得及び活用等に関し、専門的な知識及び能力を有するリサーチ・アドミニストレーターを育成・確保し、その定着及び質の向上を図る。(短期・中期)	文部科学省	研究開発に知見のある人財を大学等がリサーチ・アドミニストレーターとして活用・育成することを支援し、その配置や研修等による研究マネジメント人財の育成を通じた全国的なネットワークの構築を推進することにより、専門性の高い職種として定着を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
			イノベーションの創出を加速 イ すべく、第5期科学技術基本 計画策定等に向けて、総合 科学技術・イノベーション会 議と連携を図る。(短期)	内閣官房	- 我が国におけるイノベーションの創出を加速す べく、総合科学技術・イノベーション会議と連携 -し、2016年3月の策定が予定されている第5期 科学技術基本計画を含め、知的財産戦略の強 化に関する取組の検討・推進を強化。		
103				内閣府			
	との連	携		文部科学省			
				経済産業省			
	5. デ	ジタル・コ	ネットワークの発達に対	応した法制度等の	の基盤整備		
			文化審議会の議論を受け、「集中管理による契約スキーム」やワンストップ窓口としての「音楽集中管理センター」(仮称)の具体化等、民間におけるライセンシング体制の構築等が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)	文部科学省	円滑なライセンシング体制の構築に向け、権利の集中管理等、契約処理のスキームを発展させるための関係当事者間における取組が促進されるよう、必要に応じ支援を行う。	左記の取組を踏まえ、必要な支援を実施。	

104	0	権利処理の円滑 化に向けた集中 管理の促進		経済産業省	日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するプラットフォームとしてのJAPACONを活用し、データベースや管理システムに関する民間の取組に対し必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			コンテンツに関するデータ ベースの構築や国際的に共 通化されたコンテンツの管理 システムの導入に向けた民 間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行 う。(短期・中期)		民間での取組が促進されるよう、関係者の議論 の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な 対応を検討する。	
				文部科学省	著作物等の権利情報に係るデータベースの構築等に関する民間での取組が促進されるよう 支援。	左記の取組を踏まえ、必要な支援を実施。
105	持続的なコンテン	持続的なコンテン		文部科学省	関係府省と連携しながら、クリエーターへの適切な対価の還元という観点から、私的録音録画補償金制度について、文化審議会著作権分科会において引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含めて検討。	左記の検討を踏まえ必要な措置を実施。
105	0	定佣		経済産業省	クリエーターへの対価還元がなされ、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための方策について、諸外国における類似制度の状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、関係府省と連携しながら検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

			インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3 Dプリンテ・ングの出現などの技術を踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利シスや国際的性別なり、中間、関東に対対ない時代に対応した制など等の在り方について検討する。(短期・中期)	内閣官房	ビジネス環境の変化や技術的・社会的環境の変化に起因する知的財産等に係る課題を抽出し、それに対応する制度の在り方に関して、有識者を交えた議論を通じ検討を行う。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
106	O	出環境の形成に		関係府省		在記り収価で晒みた、必要が相談で失応。
100	O	検討		文部科学省	新しい時代に対応した著作権制度等の在り方 について、事業者から示される具体的なニーズ 等を踏まえ、権利保護と活用促進のバランス等 を考慮しつつ必要な検討を行う。	
			サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、例えば著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化等について検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	著作権法におけるセキュリティ目的のリバース エンジニアリング に関する適法性の明確化を 図るため、具体的にどのような措置を講じうる かについて必要な検討を行う。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
			デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題に関して、我が国におけるICT活用教育に係る著作物の利用の実態や諸外国の関連する制度及び運用実態等を踏まえ、文化審議会著作権分科会等において必要な検討を行う。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。

107	0	教育の情報化の	デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置えつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。(短期・中期)	文部科学省	デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに 識者会議において専門的な検討を行い、2016年 当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等 において必要な検討を行う。	関連する教科書検定制度の在り方について、有 E度中に取りまとめを行う。 の在り方について文化審議会著作権分科会等	左記の取りまとめを踏まえ、必要な取組 を実施。
	_		教育現場においてICTを利用するに当たり、学校間、学校間、学校で家庭が連携した新たな学びを推進するための指導方法の開発、端かる以下が多いでを開発をできる。 でを推進するため、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは	文部科学省	クラウド技術の活用による、学校間、学校と家庭が連携した指導方法や、教材・指導実践事例等の共有などに資する研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
				総務省	教育分野におけるICT利活用を促進するため、 クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した 教育ICTシステムの実証研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
108	0	ひせご ─ねの	研究成果(リサーチデータ)のオープン化に向け、まずは公的助成を受けた研究成果について、データの所有権や著作権ポリシーなどデータの権利に関する課題についての論点整理を行う。(短期・中期)	内閣府	「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」を設置し、有識者や関係機関からデータの所有権や著作権ポリシーを含むデータの権利に関する課題についての論点整理を行う。	左記の論点整理等を踏まえ、必要な措置等につ	いて継続的に検討を行う。

		電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版な記を記事子配信に係る製料のの問題、拡充されたる制度の活力の検討及されたる場所を制度の活用等によ実効性のある模倣は・海賊援対策の実施に置を講ずる。(短期)	文部科学省	電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法改正の趣旨の周知等といった出版権制度の活用に向けた支援を引き続き実施するほか、海賊版対策の実施に向けた支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実 施。		
109	電子書籍の本格		経済産業省	書籍等の出版・電子配信に係る契約の在り方 について、関係者への周知を行う。			
103	的な普及促進	オープン型電子出版環境を 実現するため、電子書籍交 換フォーマットの標準を国 内外への再発促進をット フォームとなる次世代ブラット フォームとなる次世代での がに関して、縦書本文化の発 信を進めるべく、イアウト画など した総書きレイアウト画などの 取組に対する支援を行う。 (短期・中期)	総務省	次世代ブラウザにおける縦書きテキストレイアウトやルビなど日本語特有の表現に関連する仕様の国際標準化の推進及び普及促進を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施	Ē.	
			経済産業省	関係府省・関係団体と連携し、電子書籍交換フォーマットのJIS化を進めるなど、標準化や普及促進をはかる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。		

110		インターネットに おけるコンテンツ の自由な利用の 促進	クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザー・ジェネレーがではするユーザー・ジェネンターネットは下ストを活用したエーザーがの創造観点とはから、クリエスといったパンズ・ライセンスといったが、カリエスといってが、カリエスといってが、カリンスの行り、なら、クリンスの行り、なら、クリンスの行り、ないのでの対象を関係がある。(短期・中期の促進に必要な対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	文部科学省	「意思表示システムの在り方に関する調査研究」の結果などを踏まえ、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスについて、広報等の普及のための取組を実施。	左記の取組を踏まえ、引き続き必要な措置を実	施。
		6. アーカイブ	の利活用促進に向けた	整備の加速化			
			国立国会図書館サーチと、 文化財分野における文化遺 産オンラインを始めとする各 分野のアグリゲーターが運	国立国会図書館	関係省庁等連絡会及び実務者協議会(仮称)で調整を行いつつ、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの連携に向けて、文部科学省と協力し具体的な連携方策の検討を実施。国立国会図書館サーチと他分野のアーカイブとの連携については連携のための課題抽出を実施。	国立国会図書館サーチと文化財分野との連携においては、文化遺産オンラインとの具体的な連携方策に基づくアーカイブ連携に向けた取組を実施。他分野のアーカイブとの連携については、連携に係る課題についての対応方策の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、国立国会図書館サーチと各分野のアーカイブとの連携に必要な取組を引き続き実施。
111	0	統合ポータルの 構築	対すのアクリケーターが理とのです。 アクリケーターカイブとの目でいる主要アーカイでのアーカイブ連携を進め立たとの、文化財分野を進国立産者ができる国産が表現のである。 (短期・中期) では、	文部科学省	(仮称)を通じ、国立国会図書館サーチとアーカイブ連携を実現するための具体的な連携方策の検討を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を 引き続き実施。

					総務省	NHK、放送番組センターと連携をとりながら、 放送コンテンツ分野のアーカイブと国立国会図 書館サーチを含む他のアーカイブとの連携について、連携のための課題抽出などの必要な検 討を行う。	書館サーチを含む他のアーカイブとの連携に	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
Ī					内閣官房			
					国立国会図書館			
	112	0	関係省庁等連絡 会及び実務者協 議会(仮称)の開 催	アーカイブ連携の具体的な 方策やメタデータのオー促等 一方策やメタデータの大の 一方策やメデータの大の 一方では 一方では 一方でが のでで でで でで でで でで でで でで でで でで で	文部科学省	関係省庁等申合せによりデジタルアーカイブに 関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会 (仮称)を開催し、アーカイブの構築及び利活用 促進に向けた各種課題について、解決方策等 の検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。	

				総務省			
				経済産業省			
	0		書籍等分野については国立 国会図書館、放送コンテンツ については放送る会(NHK)と 民放局両方のコンテンツを取り扱う)及びNHK(NHKのコンテンツを取り扱う)を取り扱う、吹メディアニメなと財については中核的なアーカイブ東にがないため収集式の標準のよいで、タドアーカイブを標準の大針の策定等、分野内の	国立国会図書館	書籍等分野においては、国立国会図書館サーラ館等のデジタルアーカイブとの連携強化を図る。	Fの連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書 ・	左記の実施状況を踏まえ、取組の促進を 図る。
113		分野ごとのアグリ ゲーターによる取 組		文部科学省	メディア芸術データベース、文化遺産オンラインにおいて、既に運用されているメタデータ形式に基づき、デジタル化の推進、データの集約等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
			アーカイブ機関における収蔵 資料のデジタル化への協 カ、メタデータの集約化を行 う。(短期・中期)		NHK、放送番組センターと連携をとりながら、 放送コンテンツ分野のアーカイブのデジタル化 について、必要な検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。

		コンテンツの拡充に向けて、 公共・大学図書館等の所蔵 資料のデジタル化を促進す るため、アーカイブ構築の手 順等についての研修等を行 う。(短期)	公共・大学図書館等の所蔵	国立国会図書館	資料デジタル化に関する研修を実施。また、ホームページでの情報提供のほか、文部科学省等と協力し、アーカイブ構築等に関する情報の共有を進める。	引き続き、左記の取組を実施。	
			文部科学省	国立国会図書館と協力し、資料のデジタル化に 関する研修を実施。また、図書館業務に関する その他研修を利用した情報提供の実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
114	4 〇 書籍等分野		統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメダデータ付与や外部連携インターフェース(API)を付した形での公開を支援	国立国会図書館	公共・大学図書館等に対して国立国会図書館 サーチとの連携に必要な技術的な情報の提供 をホームページ等を通じて行う。また、文部科 学省等と協力し、デジタル化等に関する情報の 周知を進める。	引き続き、左記の取組を実施。	
			するため助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)	文部科学省	国立国会図書館と協力し、各種会議・研修等の 場で資料のデジタル化に関する情報周知を実 施。	引き続き、左記の取組を実施。	

			国立国会図書館所蔵資料の デジタル化に引き続き取り組 むとともに、デジタル化デー タの利活用の促進に向けた 取組を強化する。(短期)	国立国会図書館	平成26年度補正予算(第1号)による、災害対応力強化に資する資料のデジタル化を実施する。また、デジタル化データを活用した検索機能の拡張を進める。デジタル化データの復刻・翻刻等の利用の促進に向けた取組を進める。	引き続き、所蔵資料のデジタル化を実施するとともに、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
115	0	文化財分野	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財報を海遺産を構成する大化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約を進め、画像掲載率の向上を図るとともに、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の名称等の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。	
113		X 化州 万 野	全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの財額を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。(短期)	文部科学省	全国博物館長会議等において、文化遺産オンラインについての情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。	
			マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間とも連携しつつ、データベースへのかたな情報の収集と登録の促進、システムの改修など、内容の充実を図る。(短期)	文部科学省	メディア芸術作品を保存・活用するために必要となる「メディア芸術で一タベース」の運用を行う。継続して、各関係団体の協力を得、メディア芸術作品等の情報収集・登録を行う。また、「メディア芸術データベース」の利用実態等を調査し、システムを改修する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

	0	東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。(短期)	文部科学省	映画フィルムを長期にわたって安全に保全するとともに、運用面での利便性を考慮するために、著作権等の処理が必要でない作品、著作権者の承諾を得た作品に限り、テレシネ等によるデジタルマスターの作成を行っているほか、劣化や損傷が見られる映画フィルムについてデジタル技術を活用した復元を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。		
116	0	民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。(短期)	文部科学省	デザイン等のモデル分野における中核拠点の 形成を支援し、当該分野のネットワーク化を推 進することにより、分野全体のアーカイブの構 築・運営や共同利用の促進等を行う	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。		
		メディア芸術分野でのメタ データ項目等の例示など データベース構築の取組に ついて、メディア芸術データ ベースガイドライン(手引書) で取組事例を紹介する。(短 期)	文部科学省	「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」の成果を踏まえて制作した、「メディア芸術データベースガイドライン(手引書)」の公開により、メディア芸術作品の収集・収蔵を目指す所蔵・研究機関などの作品の目録作成等に寄与する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。		
		メディア芸術分野のアーカイブ整備を進めるため、これまでに整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、アーカイブ充実に向けたや後の取組、映画フィルルをでいるといっているといっているといっているといっているといっているといっているといっているといっている。映画フィルムについては、映像の超高解像度化の進展等を踏まえつつ保存の在り方を検討する。(短期・中期)	文部科学省	「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」により整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、今後の「メディア芸術データベース」の利活用について検討を行うとともに、映画におけるデジタル保存等についての調査研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。	

117	0	放送コンテンツ分野	放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)	総務省	NHK、放送番組センターによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		アーカイブの構	美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ化のための範囲の拡大を解説・紹介のを助いが、大学作物のでは、大学作物のでは、大学作物のでは、大学作物のでは、大学作物のでは、大学作物のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	文部科学省	美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ 化のための複製が認められる施設の範囲の拡 大や解説・紹介のために当該著作物のデジタ ルデータの利用を可能とすることについて具体 的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。	
118	0	築と利活用の促 進のための著作 権制度の整備	孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利 処理の円滑化等によりアする ため、著作制をにと進する ため、著作制度にや裁定制度にも表現の の裁定見直にや裁定見 はた著作物のいて事項にの 強改変を は次期通常国会し、 には次期通常はのいて は次期通にはない事ないま には次期通にないま には次期通にないま には次期通にはないま には次期通には にはないま にはないま にはないま にはないま にはないま にはないま にはましている にはないま にはましている にはましている には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	文部科学省	著作権者不明等の場合の裁定制度における補 償金供託の見直しや裁定を受けた著作物の再 利用手続の簡素化等について検討し、必要な 措置を講ずる。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。	

119	利			内閣官房	に対してとのような取組か必要か、さらなる検	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	J	権者の意思表示 者が行う意思表示の在り方 など必要な取組の在り方に ついて検討を行う。(短期・中期)		文部科学省	に対してどのような取組が必要か、さらなる検 討を加える。	
120	C	目的に応じた ポータル構築環	利用目的に応じたポータル サイトの構築を容易にするため、関係省庁等連絡会等に おける統合ポータルに掲載 されているメタデータのオー	国立国会図書館、内	統合ポータルに掲載されたメタデータのオープン化に向けた課題等について関係省庁等連絡会及び実務者協議会(仮称)において検討を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
120	0	境の整備	プン化に向けた課題の検討や統合ポータルからデータセットを抽出する機能の普及等の環境整備を進める。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館サーチの書誌データセットの 抽出を容易にする仕組みの整備を進める。	国立国会図書館サーチのメタデータを用いた目 左記の実施状況を踏まえ、目的別ポータ的別ポータルの構築を促進させるため、データ ル構築促進に必要な取組を引き続き実セットを抽出する機能等の普及を図る。

			総務省	放送番組の権利処理に係るデータベースの構築・整備を行うことにより、放送番組の利活用を 促進。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
121	アーカイブの利 活用促進のため の環境整備等	アーカイブの利活用促進のため、権利処理に係るデータベースの構築・整備、アーカイブの明活用に係る利用条件の明確化、利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備、利活用促進に資する実証的な取組等を促進する。(短期・中期)	文部科学省	美術館、博物館等の収蔵品の画像データに係る権利処理に関し、アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化及び利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
			経済産業省	・日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するプラットフォームとしてのJAPACONを活用し、データベースや管理システムに関する民間の取組に対し必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
				様々な分野のアーカイブにまたがるデータの横 断検索を可能とする大規模情報利活用基盤に 関する技術の研究開発を推進。		
			総務省			

122	アーカイブに関す る基盤技術の開 発等	アーカイブ間の連携を実現する分野横断的検索システム等のアーカイブを効果的に利用可能とする技術や、アーカイブの記録・保存を係る基盤整的な技術の研究界発を促進する。また、各アーカイブ機関における、アーカイブ間連携に向けたデータの		デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、アーカイブ間連携に向けたデータ整備や外部向けインターフェースの共通化と公開に向けた技術の普及啓発等のためのデジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き 続き実施。	
		発等 フ間連携に同けたナータの 整備や他のウェブサイトやア ブリケーション等からアクセス可能にする外部向けインターフェースの共通化と公開等の取組促進のための環境整備等を進める。(短期・中期)	文部科学省	アーカイブの記録・保存技術や分野横断的検索技術など、デジタルアーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
				複数のアーカイブの連携や分野横断的なアーカイブの検索技術として複数アーカイブを高速かつ効率良く検索する技術の研究開発を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
			国立国会図書館	資料デジタル化研修及びデジタル化等に関する 必要性・重要性を広く周知するためのイベントを	。 情報提供の実施に加え、デジタルアーカイブの 開催する。	引き続き、左記の取組を実施。

			これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカ人財で利活用をサポートする人財が利活用を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブ人財の必要性の対し、アーカイブ人財の必要性の認識を広めるための取組を実施ジウム開催等の取組を実施	文部科学省	美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの取組を広めるためのシンポジウムを開催する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続	き実施。
123	0	アーカイブ関連 人財の育成	する。(短期・中期)	総務省	デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、デジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に資する取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、省令改正により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人財の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期)	文部科学省	新カリキュラムに基づき実施される司書・学芸員 いて適切に実施されるよう、必要な支援を行う。		引き続き、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
124	0		自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウド等の取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集と利活用を可能とするデジタルアーカイブ構築を支援する。(短期・中期)	総務省	公共クラウドにおける登録情報の充実や更新 の促進に取り組むとともに、公共クラウドの対 象分野拡大等について検討を実施。	引き続き、左記の実施状況を踏まえ、必要な取締	組を実施。

		7. 国際的な物	印的財産の保護及び協力	力の推進		
125	125 O	新興国等への我	・我が国企業のグローバルな企業活動を支援するため、我が国の審査官をはじめとする知財人財の新興国等への派遣、新興国の等からの知財人財の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査実務・知財人財育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(短期・中期)	経済産業省	我が国企業のグローバルな企業活動を支援するため、新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣及び受入、審査結果・審査基準の発信強い場所を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を強化し、我が国の知財システムの普及と浸透を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
123	O		世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア新興国などの政府職員等を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。(短期・中期)	文部科学省	世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア 新興国などの政府職員を対象として、著作権や 著作隣接権に関するシンポジウムや研修プロ グラムを実施。	
			意匠に係る審査基準を改訂 される部分も含めて英語化し て世界に発信する。(短期)	経済産業省	制度改正により改訂される部分を英語化し、公開。	
126			登録後に識別力を喪失した 登録商標の取消制度の導入 については、諸外国の制度 及び運用について調査研究 を行い、「音」や「動き」といっ た新しい商標の運用状況も 見極めた上で、その方向性 を決定する。(短期・中期)	経済産業省	本制度の導入についての検討のため、調査研究 分析。	左記の分析を踏ま 究結果、新しい商標の運用状況及び利用状況を えて本制度の導入 について検討し、方 向性を決定。

127		アジア新興国の 著作権制度の環 境整備	著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人財育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。(短期・中期)	文部科学省	・侵害発生国の取締り機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施するほか、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況の調査、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支付をとしたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。	引き続き、左記の取組を実施。左記の実施状況	を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
			新興国等における知財エン フォースメントに関する法制	法務省	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクト後継案件を通じて、法案起草及び審査担当者、裁判官の能力強化のための支援を準備するとともに、同プロジェクトの実施状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
128	0	新興国等におけ る知財司法人財 の育成支援	度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財	とともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等 の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財	とともに、効果的な司法手続 を確立するため、新興国等 の司法関係者等に対して研 修を行うなど、知財司法人財	とともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等 の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財 の育成を支援する。(短期・	経済産業省	新興国等の司法関係者等に対し、知財エンフォースメントに関する法制度の整備と運用を支援し強化する目的で研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施	拖。
			中期)	外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行(司法手続きの確立含む)に資するため、人財育成を中心に技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について	検討し、実施。			
129		アジア新興国の 知財制度を深く 理解する人財の 育成	アジア新興国の知財情報を収集・分析し、制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援の財産法を がア新興国の知的財産法を 始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期)	経済産業省	・アジア新興国を始めとする外国の知財制度に対する理解力の向上のため、アジア新興国を始めとする外国制度に関する研修を拡充。・アジア新興国を始めとする外国知財庁への派遣、アジア新興国を始めとする外国知財庁へとの相互研修への参加及び審査官・審判官協議を拡充。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・ 導入しつつ、継続的に実施。				
130		アジア新興国の 知財システムの 整備を支援する 人財の育成・確 保	アジア新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、アジア新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期)	経済産業省	・アジア新興国を始めとする外国の知財制度や機械化状況に関する研修やWIPOを始めとした関連する会合への参加の機会を拡充。・職員を新興国に派遣し、現地の事務処理や知財システムの担当者との協議や意見交換を行う機会を拡充。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・				

131	0	新興国等における在外者の弁理 士へのアクセス 支援	グローバルな企業活動を促進するため、関係機関と連携しつつ、新興国も含めた外国へ弁理士を派遣するなど、在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援することにより、外国において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備を図る。(短期)	経済産業省	・弁理士をジェトロの海外事務所(タイ、インド) へ派遣するとともに、在外の弁理士を日本弁理 士会の窓口とすることにより、現地の知財情報 の収集や日系企業への知財の支援等の実施 を図る。 ・在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援 するため、日本弁理士会の提供する弁理士ナ ビを英語化する取組を促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・ 導入しつつ、継続的に実施。
				内閣官房	FTA/EPAや投資協定等の二国間・多国間協定 に関する交渉を通じて、我が国産業界等の要	
				外務省	望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、 TRIPS協定等の規定を上回る水準の知的財産	
			自由貿易協定(FTA)/経済 連携協定(EPA)等の二国	財務省	の保護が達成されるよう、積極的に働き掛ける。 -TPP協定については、産業界を始めとした関係	引き続き 左郭の取組を実施
			間・多国間協定を通して、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、知的財産制度の	経済産業省	者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求。	
			整備と実効的な法執行の確保に努める。特に、TPP協定については、産業界を始めと	文部科学省	→ 表が国が既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、→ 引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図	
			した関係者の意見を踏まえ つつ、国益にかなう最善の結 果を追求する。(短期・中期)		5.	
132	0	通商関連協定等 を活用した知財 保護と執行強化		農林水産省	【模倣品・海賊版対策】 ・農林水産物・食品の知的財産保護強化を図るため、政府間交渉の場を通じて模倣品・産地偽装対策の強化への働きかけを実施。・我が国農林水産物・食品の海外における模倣品や産地偽装品、我が国地名の商標出願状況等について、調査を実施。	引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。
				外務省		
				経済産業省		

			ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の早期発効に向け、各国への働き掛けを継続して実施する。(短期・中期)	文部科学省 農林水産省 総務省 法務省	ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、協定を巡る国際情勢を踏まえつつ、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き批准・参加を働きかけ協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえつつ、継続的な働きかけを実施。
133		ロイヤリティの課 題の取扱い	技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティ料率、ロイヤリティ の送金の制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。(短期・中	外務省	産業界の対応や関心を踏まえ、通商交渉や政府間協議の場において、相手国における技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金に対する不当な制限等に関し、議題とすることを検討し、かかる検討結果を踏まえ、対応する。	引き続き、左記の取組を実施。
134	0	正規版コンテンツの流通拡大と海賊版対策	期) 各国取締機関等と連携した 対策と並行し、「マンガ・アニ メ海賊版対策協議会」と経済 顕著な海外の配信サイトな どに違法アップロードされた コンテンツの迅速な削除医 請、ユーザーを正規版に誘 導するサイトの運営・改善、 国内外の視聴者への啓発活 動を一体的に実施する。(短期・中期)	経済産業省	・違法アップロードされたコンテンツの削除を推進する取組を支援。 ・利用者を侵害コンテンツから正規版コンテンツに誘導する仕組みの構築に向けた取組を支援。 ・国内のコンテンツ権利者と著作権侵害発生国のインターネット配信事業者とのマッチングなど、著作権侵害発生国での正規配信を推進する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			インターネットを利用する消費者への模倣品・海賊版被害の発生・拡大防止のため、消費者への注意喚起を行うほか、検索結果から違法サイトの表示抑止要請、模倣	経済産業省	各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		品・海賊版を扱うサイトにおいて広告出稿の抑止要請、いて広告出稿の抑止要請、銀行等と連携した決済処理対策、セキュリティソフト等を通じた注意喚起などの取組を行う。(短期・中期)	消費者庁	海外著名ファッションブランドの権利者等と連携し、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトの公表を推進。また、模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

				内閣官房	CIPP等民間が実施するインターネット上の模倣品・海賊版対策について、関係府省と連携しつつ必要に応じた措置を講じる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				経済産業省	電子商取引等に関連する法令の解釈を示す「電子商取引等に関連する法令の解釈を示す「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」において、商標法や著作権法等の解釈に係る論点を含めた整備を行い、民間における適切なルール形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
135	0	インターネットを 通じた知財侵害 への対応	インターネットを利用した オークションや電子商取引に おける模倣品・海賊サッデと して、インターネットサービス プロバイダ(ISP)と権利者等 との連携による自主的な削 除対応など、民間での取組	総務省	インターネットサービスプロバイダと権利者等に よるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組 を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			を促進する。(短期・中期)	文部科学省	インターネット上の著作権侵害に対応するため の著作権者向けのハンドブックの作成・セミ ナーの実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

				警察庁	ウイルス対策ソフト事業者等と連携し、海外の 偽ブランド品販売サイトによる消費者被害の拡 大防止に向けた取組を実施。	引き続き取組を実施。
				消費者庁	CIPP等民間が実施するインターネット上の模倣品・海賊版対策について、関係府省と連携しつつ必要に応じた措置を講じる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			海外サーバーを含め、インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方について検討を行う。(短期・中期)		国境を越えて模倣品・海賊版を発信するサイト や行為に対する措置の在り方に関し、有識者を 交えた議論を通じ検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			関係府省			

	I	1		T	1
			経済産業省	・各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。 ・各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		侵害発生国における模倣 品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への	文部科学省	・権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。また、平成24年度からはインドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムに対しても協議の対象国を拡大。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。・侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査、当該国・地域における権利力行の強化を支援するための著作権法制担当者や集中管団体職員などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。・「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(のDA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへ	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
		働き掛けを実施する。(短期・中期)	財務省	途上国・新興国税関に対し、知的財産権侵害 物品の水際取締能力の構築を目的とした人材	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

					外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		0			農林水産省	侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、官民が一体となった相手国政府への働き掛けや各国関係機関との定期的な情報 交換を行うほか、海外現地調査により発見した模倣品等について、日本企業・関係団体等に対し情報提供を行う。	引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。
				への働き 日本企業	財務省	途上国・新興国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、技術協力を実施。実施にあたっては、国際機関(世界税関機構等)や産業界との積極的な協力も推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
136	6		相手国政府・執 行機関への働き 掛けと日本企業 等への支援		経済産業省	各産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象にした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招聘し、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設ける。また、侵害発生国における模倣品流通の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業の実施に向けた意見交換を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
					文部科学省	侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象と した著作権侵害取締強化のためのトレーニング セミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

	法務省	関係機関と連携しながら、侵害発生国・地域の 司法関係者等を対象とした研修・セミナーを実 施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
侵害発生国における著作権 保護の強化や違法コンテン が通の防止に向け、現地 の集中権利管理団体や政府 当局の著作権制度実施に係 る能力育成の支援や侵害発 生国政府による著作権の普 及啓発活動の支援を実施す る。(短期・中期)	文部科学省	・侵害発生国・地域の著作権法制担当者や集中管理団体職員などを対象に集中管理団体制度の整備や強化に資するセミナーや研修を国内外で実施。・侵害発生国政府と連携し、普及啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及啓発活動を支援。・侵害発生国・地域における普及啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットホームの形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
侵害発生国における我が国	経済産業省	・我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知的財産制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
企業等の知的財産権保護を 促進するため、現地における 被害実態及び知的財産権制 度等に関する調査を実施し その結果を広く提供する等、 日本企業の模倣品・海賊版 対策への支援を実施する。 (短期・中期)	文部科学省	・侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナー等を実施。 ・侵害発生国・地域における普及啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

				外務省	在外公館を通じた知的財産制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及啓発などの取組みを相手国側へ働きかけ。	左記の状況を踏まえ、引き続き取組を検討。
137	0	品における知的 財産の侵害対策	海外における我が国の農林 水産物・食品の模倣品対倣品 等に係る現地調査や高標 等に係る現地調査や的財産 の侵害対策を行うとともに、 地理的表示保護制度に基域 き登録された農林 本理的表示 マークの活用により、日 国正な特産品として差別・ すること等を通じて、ブランド カの向上を図る。(短期・中期)	農林水産省	海外における模倣品等に係る現地調査や商標 出願の監視等により知的財産の侵害対策を行 うとともに、地理的表示保護制度に基づき登録 された農林水産物・食品については、地理的表 示マークの活用によりブランドカの向上を図 る。	引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。
			模倣品・海賊版の違法な国 内流通に対する国内取締り の強化、小口化・分散化が	警察庁	・サイバーパトロールや権利者との連携等によって端緒情報の収集に努め、商標法違反事件及び著作権法違反事件の取締りを推進。ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化。	引き続き取組を実施。
138	0		進む知的財産侵害物品の輸入差止めに向け、権利者との連携を一層強化した取締りを実施する。(短期・中期)		・全国の税関において知的財産侵害物品の集中取締りを実施するなどにより取締りを強化。 ・権利者等からの情報提供を受けるなど産業界との一層の連携を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

			協定等の要請に基づき、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人等において、適法なソアトウェアの取得・管理・使用及びライセンスによって許諾された方法によるソフトウェアの取得・管理・使		各省庁において調達ガイドラインを改正する等により、適法かつライセンスに従った取得・運用・管理を行うことを確保するとともに、各省庁においてその所管にかかる独立行政法人、特殊法人等に対しても書面により適法かつライセンスに従った取得・運用・管理を行うべきことに	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		用を厳守するとともに、その 周知徹底を行う。(短期・中 期)	関係府省	・シスに従った収得・連用・管理を行うべきことに つき周知徹底を行う。		
		国内における侵 害対策と啓発活 動の着実な実施			国民の意識啓発を促進するため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				言彔川	・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。 ・不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」において知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。・官民の普及啓発活動と連携しつつ、ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の抑止のための広報を実施。	引き続き取組を実施。

139	0		模倣品・海賊版に対する国 その知識と容易に購入しないという意識の向上のため、 そ省庁、関係機関が一体と いた啓発活動を推進する。 短期・中期)	経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を 図るため、国際消費者を対象とした模倣品・海 賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、 図書館職員及び教職員を対象として開催する 各種講習会・セミナーやホームページを通じ て、著作権保護に関する普及啓発を実施。	引き続き取組を実施。
				農林水産省	模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購	入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進。
				消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等につい て、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
	L	8. 知財人財の	戦略的な育成・活用		l	
140	0	ら曜知知大財るると記者を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表示を表表を表示を表示を表示を表示を	ジネスモデル検討段階か 訴訟対応等の権利行使段 請までを視野に入れた上で、 口間で連外情報等も踏まる は関する法律的まえ ・事業戦略と連携した知的 が知見を包括的に関する が知見を包括的に関サールで、 があります。 がありまする。 があります。 があり。 があり。 があり。 があり。 があり。 があり。 があり。 があり	経済産業省	中小・ベンチャー企業において、総合的な知的 財産マネジメント戦略の構築を支援できる人財 の育成強化に向け、ユーザーニーズ等を踏ま えつつ、研修機会・内容の充実を検討。	左記の実施状況を踏まえ、可能な取組については着手を開始。

再掲	0	中小企業とその支援関係者に対する知財啓発	知的財産に対する意識の薄い中小企業経営者と、それらの中小企業経営者と、それらの中小企業を支援する中小企業支援関係者に対する知財の裾野を広げるため、中小企業経営者と中小企業支援関係者に対する知的財産の権利化・標準化・秘匿化を含む戦略に関する研修や説明会等の拡大を図る。(短期・中期)	経済産業省	19に記載
			中小企業自身や中小企業支援関係者のニーズに合わせた知財啓発を行うため、必要な教材・学習用資料を開発するとともに、中小企業と中小企業支援関係者によるそれらの効果的な活用を図る。(短期・中期)	経済産業省	19に記載
再掲	0	知財マネジメントの普及啓発	農業関係者が知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、知的財産の保護・活用についての啓発を行い、さらに	農林水産省	34仁記載
13 16			る。(短期・中期)	農林水産省	34仁記載
再掲	0	用を支援できる 弁理士の育成	知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ペンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、オーブン・アンド・クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用について、弁理士向けの研修の一層の充実を促す。(短期)	経済産業省	17(二記載

141	世界を舞台に活躍できる知財人財等を育成するための場の整備	米国特許商標庁(USPTO) 等の取組についての調査結果を参考にしつで、民間セクターや(独)工業所では、民間情報・研修館(INPIT)と連界人を育成する場合では、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変に	経済産業省		左記の実施状況を踏まえつつ、研修内容を見直すと共に、引き続き教材等を開発し、これらの教材等を用いた研修を実施。その後、本事業を通じて開発した教材等及び研修プログラムを完成。	左記の完成した教材 ムについて、民間セク 進。	
142	事業戦略的な知 財マネジメントの 研究・分析結果 の利用促進	知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し各種研修内容に反映させるように促す。(短期・中期)	経済産業省	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促した状況を踏まえ、引き続き必要な取組の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
143	知財マネジメント を研究・分析する 場との連携強化	知財人は、 知財人、知財マネジメントを研究・分析された情報にを を研究・分析された情報にを があられた、 があられたが修結果を ので、かがするとともに、 がらががする。 がががする。 がががする。 がががする。 がの情報を でので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がのががする。 がので、 がので、 がので、 がので、 がががする。 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がので、 がいる場と といる。 といる。 ので、 がががする。 がいる。 がいる。 はで、 がいる。 がいる。 がいる。 はで、 がいる。 がい。 がいる。 がい。 がい。 がいる。 がいる。 がい。 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 が、。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい	経済産業省	今後研究・分析すべきテーマなどの情報を知財マネジメントの研究・分析する場へのフィードバックの促進状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
144	英語による知財 教育プログラム	我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人村を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	英語による知財教育プログラムの開発、及び、 当該知財教育プログラムを着実に実行する体制の整備にに向けて、英語知財教材及び英語知財研修プログラムの開発を着実に実施。	左記の取組を引き続き実施。		左記の実施状況を 踏まえ、必要な取組 を実施。

145		の日本の審査シ ステムの展開を	英語に強く、かつ日本の審	経済産業省	・職員の語学力及びプレゼン能力を高めるため、留学、語学研修を拡充。 ・審査官・審判官を海外へ派遣するなどして、アジア新興国を始めとする外国知財庁の職員と日本の審査システムについて直接意見交換できる機会を拡充。 ・国際議論をリードする人材を育成するため、国際会議、海外学会、海外セミナーへの参加の機会を拡充。 ・企画・立案能力、国際交渉力の向上に資する研修や留学の充実。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・ 導入しつつ、継続的に実施。
146		きる弁理士・法曹	我が国の知財法制の国際発信、海外知財情報の取得、 国際的な知財ADR機関の整備等を視野に入れ、国際化	経済産業省	外国の弁理士と連携した研修等、海外の知財制度・実務に関する弁理士向けの研修を継続研修として科目に設定し、弁理士の受講を促進する。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的 に実施。
140			に対応できる弁理士・法曹人 財の育成を強化・促進する。 (短期・中期)	法務省	関係機関との連携等も視野に入れ、国際化に対応できる法曹人財の育成の強化・促進に向けた検討や必要な取組を実施。	引き続き、必要な検討や取組を実施。
		水際取締りにか かる人財育成	グローバルな知的財産環境 の整備を進めるため、途上 国・新興国のニーズや制度 の整備状況を踏まえ、水際 取締りに係る人財育成を含む適切な支援を実施する。 (短期・中期)	財務省	 昨年度の実施状況をふまえ、必要な協力を検 討、実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
147				経済産業省	侵害発生国政府機関の制度整備、取締り能力の向上等エンフォースメント能力強化支援のため、税関職員等を招聘して我が国における知財権の執行強化の取組についての研修や意見交換を行うとともに、模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーや知財保護セミナー等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実 施。
148		中小・ベンチャー 企業の総合的支 援体制の充実	知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)	文部科学省	著作権制度について、中小・ベンチャー企業関係者や知財総合支援窓口担当者等も含め一般の国民を対象にした著作権セミナーを実施。	引き続き、左記の取組を実施。

再掲	0	標準化に係る国 際交渉を担う人 財等の育成	国際標準化機関(ISO/IEC) における専門委員会等の国際会議で国際幹事や議長を担える人財や、国際標準化実務の遂行能力したが、カカ及びするがより、大大財を人財の研修を検討する。として、大学に活成をできるとした、当業職等で対した。以下、は、当業職ができるとともに、、以下、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	経済産業省	84に記載
			海外教育機関(フィルムスクール)への留学・インターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人財の育成を支援する。(短期・中期)	経済産業省	521二記載
		国際的なコンテン	実演家やアーティストについて、国際的に通用する人財として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期)	文部科学省	52に記載
再掲	0	一人財の育成・活用		経済産業省	521二記載

			SNS等を通じた日本コンテンツの発信を強化するため、留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーション事業(留学生アンバサダー事業)について、対象人数やプロモーション回数を拡大して実施する。(短期・中期)	経済産業省	53 □記載
				国立国会図書館	123に記載
再掲	0		これまでのアーカイブ構築を通じて得られたノウハウや成果物を活用しつつ、アーカイブの構築を大きにからする人財を利活用をサポートする人財等の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の必要性の記機と、アーカイブの基要性の記識をなるのもなったりない。短期・中期)	文部科学省	123に記載
· 书传	0	人財の育成等		総務省	123に記載

			デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員養成課程等において、省令改正により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人財の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期)	文部科学省	123[□記載		
			アニメーション分野における 若手クリエーター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期)	文部科学省	アニメーション分野については作品制作を担う 若手アニメーター等の育成が必要である。その ため、一線級の監督の下、若手アニメーターを 起用した制作スタッフに若手人材を積極的に起 用し、制作段階でOJTを組み込んだ実際のアニ メーション制作現場における人材育成を実施す るとともに、制作作品による上映会等の発表機 会の提供を実施する。		
149	0		マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエーターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭でのメディア芸術祭での展示支援等を行う。(短期・中期)	文部科学省	優れたメディア芸術作品を顕彰する「文化庁メディア芸術祭」を実施し、国内外のクリエイターによる創作活動の活性化を図る。また、「文化庁メディア芸術祭」受賞作品展の開催に加えて、国内外における巡回展を実施し、クリエイターの作品の展示支援等を行う。		
			アニメーション、マンガ、ゲーム・CG分野など成長分野等における中な的専門を学校、大学等と産業界が連携して開発した標準モデルカリキュラム等を基に実証講座を通じ短期プログラムの開発を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人財育成を推進する。(短期・中期)	文部科学省	専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が協働し、社会 人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、「地域版学び直し教育プログラム」の開発・ 実証を行う。		

				コンテンツ制作における取引の適正化を図るたと 積極的に対処。	め、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には	
150		コンテンツ制作現 場の環境の改 善・取引の適正 化	コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、独占等止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエーターの就労環境の改善・向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエーター等の携わる数作取引適正等に関するガイドラインの普及を進める。(短期・中期)	総務省	放送コンテンツの製作取引環境の一層の改善に向けて「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に係る周知啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				経済産業省	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、アニメーション制作業界、印刷業界、広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

		クリエーターの裾	クリエーターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発起力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエーターの育成を図る。(短期)	文部科学省	「文化芸術による子供の育成事業」により、小学校、中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。	続き実施。	
151		野の拡大	学校教育において、子供たちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエーターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値を自なられた勤労観・職業観を自る子供を育成することができる子供を育成するキャリア教育を推進する。(短期)	文部科学省	小・中・高等学校における職場体験やインターンシップ等の実施を促進するなど、各学校段階を通した体系的・系統的なキャリア教育の実践に取り組む。		
152	0	大学等における 知財教育の推進	大学等の理・エ・法・経済・芸術学部などの将来の知財人財を育成する学部・学科等において、例えば知的学財産に関する大学での取組等の事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	様々な分野で活躍する知的財産の担い手を育成するため、知的財産に関する科目の開設等の各大学の自主的な取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施	施 。
	J			経済産業省	知財に関する科目を必修化した大学の取組を通 の活動の拡大を促す。	適宜収集し、他大学に紹介することにより、同様	引き続き、左記の実施状況を踏まえ、必 要な取組を実施。
153	0	知財教育の推進	青少年の知財に対する意識 と知識を向上させ、知財人財 の裾野拡大につなげるべく、 小中高等学校において、知 的財産に関する教育の推進 を図る。(短期・中期)	文部科学省	学習指導要領に基づき、小中高等学校の各段 階における知的財産に関する教育を推進す る。	引き続き、学習指導要領に基づき、小中高等学する。	校における知的財産に関する教育を推進

	0	国民に対する啓 発活動の着実な	模倣品・海賊版に対する国 民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、 各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。 (短期・中期)	財務省			
再掲				警察庁	139に記載		
				経済産業省			
				文部科学省			
				農林水産省			
				消費者庁			
		知財人財育成戦 略の見直し	「知的財産人材育成総合戦略」における様々な主体による知財人財育成の取組を横断的に検証し、今後求められる知財人財像とその育成の在り方について検討する。(短期・中期)	内閣官房		左記の検討を踏まえ、必要な施策を実施するとともに、人財育成の在り方について継続 的に検証。	
154				関係府省			